

第3回産業福祉常任委員会会議録

平成28年2月23日（火）

開 会 午後 2時00分

閉 会 午後 6時10分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●町民課

- ①平成28年度税制改正の概要について
- ②ゆいま～る清里補助金交付要綱について
- ③清里町地域活性化推進事業補助金交付要綱について
- ④平成27年度一般会計補正予算（町民課所管分）について
- ⑤平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ⑥平成28年度一般会計当初予算主要施策事業（町民課所管分）について
- ⑦平成28年度国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑧平成28年度後期高齢者医療特別会計予算について

●建設課

- ①平成27年度一般会計補正予算（建設課所管分）について
- ②債務負担行為限度額の変更について
- ③平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ④平成27年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- ⑤平成28年度一般会計当初予算主要施策事業（建設課所管分）について
- ⑥清里町民間賃貸住宅建設促進事業補助交付要綱について
- ⑦平成28年度簡易水道事業特別会計予算について
- ⑧平成28年度農業集落排水特別会計予算について

●産業課

- ①清里町農業振興事業実施要綱の一部改正について
- ②清里町農業振興資金実施要綱の一部改正について
- ③担い手確保・経営強化支援事業の概要について
- ④平成27年度一般会計補正予算（産業課所管分）について
- ⑤平成28年度一般会計当初予算主要施策事業（産業課所管分）について
- ⑥平成27年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第4号）について
- ⑦平成28年度清里町焼酎事業特別会計予算について

●保健福祉課

- ①清里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- ②清里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③清里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

④平成27年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）について

⑤平成27年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

⑥平成28年度一般会計当初予算主要施策事業（保健福祉課所管分）について

⑦平成28年度清里町介護保険事業特別会計予算について

⑧ケアハウス建設工事基本設計について

2. 次回委員会の開催について

3. その他

○出席委員（7名）

委員長	前 中 康 男	副委員長	池 下 昇
委員	村 島 健 二	委員	加 藤 健 次
委員	河 口 高	委員	堀 川 哲 男
委員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■町民課長	河合 雄司	■税務収納G主幹	清水 俊行
■町民生活G総括主査	梅村 百合子	■町民生活G主査	阿部 真也
■町民生活G主査	山崎 孝英		
■建設課長	藤代 弘輝	■建設管理G主幹	清田 憲宏
■建設管理G主査	山本 卓司	■上下水道G総括主査	吉田 正彦
■産業課長	二瓶 正規	■農業G主幹	永野 宏
■商工観光G総括主査	樫村 亨子	■焼酎G総括主査	北川 実
■保健福祉課長	藺部 充	■福祉介護G主幹	進藤 和久
■保健G総括主査	佐々木順子	■保育子育てG総括主査	杉村 真弓

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小 貫 信 宏
主 査	寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○前中委員長

第3回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

町からの協議報告事項について。まず初めに、町民課より提案説明よろしくお願ひいたします。はい課長。

○町民課長

それでは最初に、町民課からの協議報告事項8件につきまして概要の御説明をいたします。

まず1点目、平成28年度税制改正の概要につきましては、平成27年12月に総務省より提示されました地方税制改正案について説明させていただきます。あわせて国民健康保険税の課税限度額と軽減判定取得の見直しについて説明させていただきます。

2点目、3点目の補助金交付要綱につきましては、2月10日の常任委員会で概要説明いたしましたとおり、地域活性化やPRに取り組んでいる団体に対しまして、平成28年度より補助を行うものでありまして、今回は要綱について説明させていただきます。

平成27年度一般会計補正予算町民課所管分につきましては、補正の主なものを記載しておりまして、電気料工事請負費に係ります執行残、医療費推計による扶助費、後期高齢者医療に係る負担金を減額していくものでございます。

平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号につきましては、事業費が確定した部分に対して予算の整備を行うとともに、増加傾向が続いております医療給付に対応するため保険給付費の増額を行うものでございます。

平成28年度一般会計当初予算主要施策事業につきましては、町民課所管の主要事業について説明させていただきます。

平成28年度国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましては、新年度予算についての説明とさせていただきます。詳細につきましては各担当よりご説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○前中委員長

はい担当。

○税務・収納G主幹

平成28年度地方税制改正についてご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。こちらの資料につきましては、総務省から出ております平成28年度地方税制改正案となります。掲載中、町税関係分についてご説明いたします。

2の地方法人課税の偏在是正につきましては、法人住民税、法人割の税率の改正で、わが町においては制限税率を採用していますので、12.1%から8.4%に軽減されるもので、平成2

9年4月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

2ページをご覧ください。3の車体課税の二重丸の1段目の軽自動車税環境性能割が創設され、当分の間は道が賦課徴収を行い、一定割合を町へ交付する制度を設けるものです。

二重丸2段目のグリーン化特例経過の見直し延長で、軽自動車税における27年度取得分について、グリーン化特例の適用期限を28年度に限るから1年間延長するものです。また、28年度取得分につきましては、基準を見直して、29年度に軽減を図るものです。なお5ページに詳細が添付されていますので、ご参照願います。

3ページに戻りまして、5の固定資産税につきましては、二重丸の1段目の地域の中小企業による設備投資の支援で、中小企業等が新規に取得した生産性向上に資する一定の機械及び早期の固定資産税の特例措置最初の3年間価格の2分の1を創設するものです。二重丸2段目の農地保有にかかる課税の強化軽減では、①段目の農地法に基づく農業委員会による協議の勧告を受けた遊休農地について、実質評価額が1.8倍になるものです。②段目の所有する全農地に農地中間管理事業のための賃借権と10年以上のものを新たに創設し、設定した農地について固定資産税の課税標準の特例措置（最初の3年間価格の2分の1）を創設するものです。

6の主な税負担軽減措置等について、二重丸の1段目、地方創生応援税制で一定の事業に対して法人が行った寄付について、法人住民税及び法人税から税額の控除を行うものです。二重丸2段目の固定資産税等の特例措置については、④段目の新築住宅にかかわる固定資産税の軽減措置を2年延長することと、⑤段目の以下の特例措置についてわが町特例を導入した上で延長するものです。

続きまして、国保税の改正ですが課税限度額の見直し及び低所得者にかかわる軽減措置所得の見直しです。議案の6ページをご覧ください。1点目は、保険税課税限度額の改正についてです。改正の内容につきましては、現行限度額合計85万円を89万円まで引き上げるものです。内訳につきましては、基礎課税額については52万円から54万円へ2万円の引き上げ、後期高齢者支援金賦課分については、17万円から19万円へ2万円の引き上げ、介護納付金賦課分については16万円の同額となります。

2点目は、保険税負担軽減の拡充であり、2割5割軽減の対象となる現行所得基準額を引き上げるものです。5割軽減につきましては、現行制度は26万円に被保険者数を乗じた額に基準額33万円を加えた金額以下となっておりますが、改正案については被保険者数に乗ずる金額を26万5千円に引き上げるものです。2割軽減につきましては、現行制度は47万円に被保険者数を乗じた額に基準額33万円を加えた金額以下ですが、改正案については、被保険者数に乗じる金額を48万円に引き上げるものです。町税条例の改正及び国保税の改正につきましては、現国会で審議中であり、施行期日が一部平成28年4月1日となっておりますので、確定後専決処分を行うこととなりますので御了承願います。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今①の平成28年度税制改正の概要についてのご説明がございました。各委員より質疑をたまわりたいと思います。何かご質問ございませんか。ありませんか。なければ②ゆいま〜る清里補助金交付要綱について説明提案よろしく願います。課長

○町民課長

それでは、ゆいま～る清里補助金交付要綱につきましては、資料の7ページ・8ページをご覧ください。要綱の趣旨は、第1条といたしまして、魅力と活力のあるまちづくりを推進するため地域の活性化に寄与する団体の円滑な事業運営と町内外での活動を促進し、地域活性化の向上を図るためといたします。補助対象団体につきましては第2条において、ゆいま～る清里といたします。補助対象経費は第3条において団体の運営に直接要する経費といたしますが、報酬、食糧費、備品購入費、その他町長が適当でないと認められた経費は対象外としてまいります。第5条から第11条は補助金の交付に係る手続きを清里町補助金等交付規則に基づいて行うことを規定するものでございます。第12条は補助金に係る書類の保管について、第13条は実施調査と指導について、第14条は雑則について規定するものです。附則は施行期日を定めるものでございます。以上です。

○前中委員長

はいただ今ゆいま～る清里補助金交付要綱について説明がございました。各委員より質疑を受けたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。なければ③清里町地域活性化推進事業補助金交付要綱について。提案説明よろしく願いいたします。はい課長。

○町民課長

3点目の清里町地域活性化推進事業補助金交付要綱については、資料の9から11ページをご覧ください。要綱の趣旨は第1条として、清里町の魅力と活力あるまちづくりを推進するため地域活性化に寄与する団体を中心とした町外での活動を促進し、清里町の魅力発信等を効果的に実施するためといたします。補助対象団体は第2条において、町内に活動拠点を置き、特産品等を活用した地域活性化活動を継続的に推進する団体といたします。補助対象事業は第3条において、清里町以外で開催される広域的に、清里町の魅力発信が行えるイベントに参加する事業といたします。補助対象経費は第4条において事業に要する経費といたしますが、人件費、食糧費、備品購入費その他町長が適当でないと認められた経費を対象外とするとともに、その事業で得た収入があった場合には差し引くものといたします。補助金の額は第5条で規定する通り補助対象経費に対して、10分の10以内といたしますが、毎年の予算の範囲で交付するものといたします。第6条から第12条は補助金の交付にかかる手続きを清里町補助金等交付規則に基づいて行うことを規定するものです。第13条は補助金に関する書類の保管について、第14条は実施調査と指導について、第15条は雑則について規定するものです。

附則は施行期日を定めるものです。以上です。

○前中委員長

ただ今、地域活性化推進事業補助金交付要綱についての説明がございました。何か御質問がある方はよろしく願いいたします。よろしいですか。池下委員。

○池下副委員長

1つお伺いしたいんですけども、第5条のところで補助金の額が10分の10以内っていうふうに謳っているんですけど、前回の委員会の中で補助金額の全体予算が200万円程度って聞いて

ていたんですけど、この第5条に200万円以内っていうのは載せなくても大丈夫なんですか。

○前中委員長

はい課長。

○町民課長

200万円という予算枠をこの要綱で確定させているわけでもございませんで、毎年予算計上させていただきますので、議会の承認を得た上でつけていくこととなりますので、ここで200万円という額は謳っていかないということにしております。

○池下副委員長

ということは200万円が500万円になる可能性もあるということですよ。

○前中委員長

はい課長。

○町民課長

どんな事業でも認めていけばそういうこともあります。出来るだけそういうことはしないようにしていきたい、補正等も考えないでいきたい。それと事業におきまして、例えば参加するイベントを幾つでも好きなだけ行けるという話ではなくて、町と協議の中で団体さんと協議させていただいて、予算の範囲内ということで進めさせていただきたいと考えております。

○池下副委員長

わかりました。

○前中委員長

他にございませんか。はい河口委員。

○河口委員

ゆいま～るの方と活性化交付補助金要綱の中の経費の対象としない中の報酬、食糧費は解るんですが、備品購入費もここに入ってくるんですが、私詳しくちょっと解らないで、こういう質問はあるかどうか分かりませんが、備品購入費の中で、町長が認めた経費は補助するっていう部分もあって良いのかなという気はするんですけども、そのへんはどういうニュアンスになっているのかを。

○町民課長

備品購入費の扱いについての御質問だと思うんですけども、備品購入費ということで購入いたしますと、その団体の財産という扱いになるかと思われ。そういう部分で財産的なものが残っていくということになると補助金の性質に馴染まないかなというふうになりまして、それで今回備品購入費を外させていただいたということになっております。この場で言っているかどうか

か解りませんが、例えば団体が解散した時にその財産どうするかという扱いが出てきますので、その部分は外させていただいたということでございます。

○前中委員長

はい、河口委員。

○河口委員

十分理解するんですけども、町長が適当でないと思えた経費は当然わかるんですが、逆に町長が認めた部分のっていう項目もあって良いのかなってというのが。

○前中委員長

はい課長。

○町民課長

ゆいま～るにつきましては、基本的に団体補助っていう扱いにしておりますので、認めた経費はすべて10割使っていただいて良いという形になろうかと思うんですけど、ただ中に団体さんと協議、今回初回ということもございまして、協議等させていただいていない部分がありますので、どのような項目が入ってくるか解らない部分もあります。それもありまして、ちょっと言い方おかしいかもしれませんが、町長が認めない場合という形で書かしていただいております。

○前中委員長

よろしいですか。はい他に何かございせんか。はい堀川委員。

○堀川委員

この2つの補助金で、まちおこしのために継続的に頑張っている団体ですとか町外に出ていって、町をPRする団体ですとかに補助金を充てるってことで活動がしやすくなると思うんですけども、ゆいま～る以外に町おこしのグループが出てきて、同じようなまちおこしをすることを想定されているのか。もしそういう団体が出てきた場合にどのような扱いになるのか。新たにゆいま～る以外の団体にも、このような対象になるのかをお聞きしたいんですけど。

○前中委員長

はい課長。

○町民課長

今回のこの要綱においては、ゆいま～るの部分だけという形になります。それで、新たな団体が出てきて実績がありました中で、町長が認めるだとか予算的に議会の皆さんが認めていただけてるってことであればなることもあろうかと思いますが、現時点ではこの要綱につきましてはゆいま～るだけという形になっております。

○堀川委員

わかりました。

○前中委員長

他にございませんか。なければ④平成27年度一般会計補正予算、町民課所管分についてのご説明よろしく願いいたします。はい担当課。

○町民生活G主査

それでは平成27年度一般会計補正予算町民課所管分について説明をさせていただきます。12ページをご覧ください。

2款総務費、2項総務管理費、5目自治振興費に係る街灯管理事業です。道路防犯灯LED化に伴いまして維持管理費が減少したため予算を100万円減額するものです。

次に同じく、5目自治振興費に係る道路防犯灯LED化事業です。こちらは事業執行に伴い請負残が生じたので、予算を減額するものです。減額する金額は318万6千円です。

○町民生活G主査

次に4款衛生費、1項保健衛生費、3目の各種医療対策費、身障害者生活支援事業の関係を説明させていただきます。こちらにつきましては、重度身障害者医療費扶助の関係でございますが、対象となる医療推計に基づきまして所要額の精査を行ったものでございます。総額で184万5千円を減額するものでございます。財源内訳といたしましては、これに補助対象経費がございますので、北海道からこの医療給付に対する補助金としまして91万5千円の減、それから高額医療費等医療給付で賄える分につきましては、70万円の減、一般財源としまして23万円の減という形で補正を考えてございます。

下段にまいります。同じく各種医療対策費、子育て支援事業ということでございます。今回、27年度におきましては、乳幼児医療これを子育て支援の医療費扶助という形で10月から拡充してございます。この関係ですけれども、現在までの医療費給付の精査によりまして減額措置を行うものでございます。減額としまして120万。こちらにつきましては対象の小学生までの医療給付関係で減額の見込みから122万5千円を道支出金で減額。それからその他としまして10万円振替、そして一般財源としまして2万5千円の減という形で考えているところでございます。

同じく、下段に参ります。各種医療対策費、後期高齢者医療療養給付費の事業ということでございます。こちらは後期高齢者広域連合に対します医療給付の町の持ち出し分という形が平成26年度の事業精査が終わりましたので、現在27年度で納めております納付負担金の精査に伴います減額ということでございます。1千549万3千円を減額さしあげます。こちらにつきましてはすべて一般財源という形で進めさせていただきたいと思っております。説明は以上です。

○前中委員長

はい。担当課。

○町民生活G主査

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃事業にかかる清掃センター長寿命化改修事業の関係です。

こちらは事業執行に伴い請負残が生じたので予算を減額するものです。減額する金額は632万8千円です。財源の内訳につきましては、過疎対策事業債が770万円増加し、総額6千970万円。一般財源は1千402万8千円減額し、総額2千274万8千円になります。以上簡単ですけれども、説明いたします。

○前中委員長

ただいま平成27年度一般会計補正予算町民課所管分についての提案説明でございます。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。池下委員。

○池下副委員長

2番の道路防犯灯のLED化事業執行に伴う減額ということで、これ318万6千円なんですけど、工事請負費となっていますけど、これ予定と実績がどのぐらいあって318万の減額になったのか。ちょっと中身を聞きたいんですけど。

○前中委員長

はい課長。

○町民課長

ただ今の御質問は工事の設計部分の概要と最後成果の概要がどうなっているかっていうことの御質問だと思うんですが、そういうことでよろしかったでしょうか。

○池下副委員長

道路防犯灯LED化したってことですよ。予定が何力所あって、その予定を全部やった上で減額だったのか、それとも予定を全部やらないで実績予定数と実績数が一緒だったのかってことを聞きたいんです。

○町民課長

それにつきましては、当初予定していた額につきましては入札段階で発注しまして出しております。これ入札残でございます。

○前中委員長

よろしいですか。他にございませんか。よろしいですか。それでは⑤平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についての提案説明よろしく願いいたします。はい担当課。

○町民生活G主査

それでは13ページの方ご覧いただきたいと思います。国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において負担金交付などの収入確定に伴う補正。歳出においては総務費に係る事務経費の納付金の支出確定に伴う補正及び保険給付費については、年度末までの所要額を見込んだ補正となっております。各補正にかかわる款の説明を行います。13ページの表の方ご

覧いただきたいと思います。

歳入としまして3款の国庫支出金というところでございます。こちらにつきまして国の方からいわゆる負担を受けることができる負担金関係が確定してございますので、補正を行いたいと思います。高額医療共同事業負担金としまして確定額に基づきまして、15万3千円の減額を行います。特定健康診査等の負担金としまして、22万8千円の減額を行います。合わせまして3款で38万1千円の減、それから6款の道支出金、同じく高額医療共同事業の負担金の事業、それから特定健康診査の負担金ということで、国と道からあわせて入ってくる分は同額となっております。5款の前期高齢者交付金ですけれども確定額に伴いまして、31万4千円増ということとさせていただきます。11款の諸収入でございますが、各種雑入等の現在の収入状況によりまして25万3千円の減額を行うものでございます。歳入合計の補正額が70万1千円の減という形で考えてございます。

下段の歳出に参ります。こちらの方で1款総務費、一般管理費、いろんな負担金ですとか拠出金関係等がございますが、こちらが歳出確定でございますので29万4千円の減額、それから賦課徴税費としまして、こちらの方で7千円の減という形で30万1千円の減額を考えているところでございます。2款の保険給付費でありますけれども一般被保険者療養給付費、通常の医療費給付でございますが、こちらの方が現在高止まりになっている経過から、あと2カ月ほどの給付支出を予定してございます。後半精査ということで450万の増額を考えているところでございます。またそれに伴いまして、一般被保険者の高額療養費、療養給付増に伴いまして連動して高額医療関係も増高にあります。こちらの部分で後段の給付関係を見込みまして100万円の増を考えてございます。あわせて550万の増、それから6款の介護納付金でございますけれども、歳出額が確定しているところから439万8千円の減額を行うものでございます。それからですねそれからこれちょっとこちらの訂正をしていきたいと思っておりますけれども、7款に入っております特定健康診査の方の事業費ですけれども共同事業拠出金につきましては、今回補正はございません。こちらの方がゼロという形になりまして、補正後の予算額も変わらず2億2千533万1千円ということで、同額ということで訂正を申し上げます。こちらにつきましての補正の関係改めて御説明差し上げますが、8款保健事業費508万6千円につきまして、内容ということで1段下段にずれます。大変申し訳ございません。特定健康診査等事業費ということで195万円の減額と、それから疾病予防費で44万8千円の増という補正額。こちらが8款の部分で補正を差し上げます。150万2千円の減という形で補正後の予算額358万4千円という形で、この部分508万6千円が置き換わる形で修正を差し上げます。大変申し訳ございません。訂正をよろしく願います。それ以降につきましては補正もございませんので、補正額の総計としまして70万1千円ということで、歳出の補正をかけていきたいというふうに考えてございます。訂正をしてお詫び申し上げます。補正の総額につきまして、説明は以上です。

○前中委員長

ただ今提案説明ございました。清里町国民健康保険事業特別会計補正予算案ですけど何か質問ございませんか。よろしいですか。課長。

○町民課長

ただいま国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明したところなんですが、今後医療費

が確定後に専決により予算の調整を実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。また現状では額は未定なんですけれども、国からの財政調整交付金がただいまの仮算定の段階で予算額を大幅に下回る見込みとなっております。こちらの部分につきましても専決の時点で合わせて調整を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。また今回補正あげておりませんが、後期高齢者医療特別会計につきましても同様に事業費が確定後に専決予算の調整を行ってまいりますこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○前中委員長

はいよろしいですか。それでは⑥平成28年度一般会計当初予算主要施策事業町民課所管分についての説明をよろしくお願いいたします。はい担当課。

○町民生活G主査

それでは平成28年度一般会計当初予算主要施策事業町民課所管分について説明いたします。14ページをお開きください。2款総務費、2項総務管理費、5目自治振興費道路防犯灯LED化事業であります。平成26年度は水元・新町地区、平成27年度は羽衣地区と新町・水元地区の特殊灯整備及び郊外の整備を行いまして、平成28年度は札弦、緑地区の整備を行います。整備数は166基で2千233万7千円の計上となっております。財源内訳といたしましては、公共施設整備基金繰入金といたしまして2千200万円。残り33万7千円は一般財源です。

次に同じく自治振興費の地域活動推進事業交付金事業ですが、継続事業といたしまして、予算計上させていただいております。この交付金は、自治会や団体などが行う活動などに交付金の支援を行うものです。運営交付金として、自治会、自治会連合会関連に519万円、各団体に対する支援として事業交付金として831万円。合計1千350万円の計上であります。財源は全額一般財源です。

次に2款総務費、10項総合戦略費、1目総合戦略費清里応援事業ですが、先ほど要綱の説明がありましたが、本年度から新規の事業といたしまして予算計上させていただいております。ゆいま〜る補助金といたしまして40万円。清里町地域活性化推進事業補助といたしまして200万円を計上するものです。財源は全額一般財源です。

○前中委員長

はい担当課。

○町民生活G総括主査

続きまして、総務費、10項総合戦略費、1目総合戦略事業費です。14ページ下段の出産子育て支援事業につきましてですが、昨年までは衛生費の各種医療対策事業費の中に入っておりました子育て支援医療費扶助を、総合戦略として目を加えたものでございます。北海道要件からの拡充につきましては、昨年より満18歳の年度末まで、また所得制限を外しております。財源内訳といたしましては道支出金から378万7千円。また子ども子育て基金繰入金として110万円。その他として高額療養費負担金から10万円残りにつきましては一般財源から1千212万8千円を財源内訳としております。

続きまして15ページ。衛生費、保健衛生費、各種医療対策費事業としましては、各種医療対

策事業でございます。内容といたしましては、重度心身障害者ひとり親等の医療費保険に係る医療費を軽減するものでございます。北海道要件の拡充も行ってございまして、北海道は自己負担分があるんですが、非課税の初診時の負担金も補助しております。内訳としましては、重度心身障害者医療扶助が683万6千円。ひとり親等家庭医療扶助が101万4千円。また療育医療費、1歳未満の未熟児の医療費については、40万1千円となっております。財源内訳としましては国庫支出金13万円をはじめまして道支出金その他の繰入金それから一般財源の374万7千円を財源内訳としております。以上です。

○町民生活G主査

次に4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、葬祭場修繕事業であります。

平成26年度から実施しています継続事業で平成28年度は2号火葬炉の修繕として耐火物の積み替えを行うものです。事業費は504万4千円。財源は全額一般財源です。

次に4款衛生費、2項清掃費、1目清掃事業費ごみ処理業務委託事業であります。業務内容は可燃不燃粗大などの収集業務と焼却、破碎、分別、埋立などの処理業務となっております。委託料として人件費分3千955万4千円。物件費332万2千円。管理費708万3千円の計上となっております。財源は全額一般財源です。

最後に、同じく清掃センター長寿命化改修事業であります。平成28年度は5カ年計画の改修計画の4年目となります。焼却施設改修工事に7千63万6千円。休憩室等改修工事に1千871万円。合計8千934万6千円の計上となっております。財源の内訳といたしましては、過疎対策事業債といたしまして、4千990万円。公共施設整備基金繰入金といたしまして3千90万円。残り44万6千円は一般財源です。

平成28年度改修予定の主な部分は16ページの図面をご覧ください。まず、焼却施設の改修工事ですが、通風設備受け入れ供給設備、給排水設備灰出し設備など損耗劣化している部分の改修と電気計装設備の更新を行います。次のページをご覧ください。休憩室等の改修工事については、職員の職場環境改善のために図面のと通りの改修を行います。主な改修点は、1階トイレの位置を事務室から玄関に移動、手洗い用のシャンプードレッサーを設置します。2階は給湯設備の移動及び改修を行います。1階2階ともに、冷暖房設備の更新床、壁、天井の改修を行います。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今一般会計当初予算主要施策の事業の説明がございました。各委員より質疑を受けたいと思います。何かございませんか。なければ⑦平成28年度国民健康保険事業特別会計予算案について説明願います。

○町民生活G総括主査

それでは、平成28年度国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。18ページをご覧ください。

歳入につきましては国保税等の推計及び関係機関からの負担金、また交付金等に基づいて予算計上を行っております。

歳出は、近年の医療費の給付状況拠出金試算等により行っております。歳入歳出合計8億5千

64万1千円であり、前年度対比50万6千円の減となっております。それでは主なものについて説明させていただきます。

歳入の1款国民健康保険税につきましては、近年の推計及び賦課状況、また平成28年度税制改正による国保税の限度額改定、低所得者軽減拡充に伴う減収分の基盤安定繰入等を試算し300万円の増。3款国庫支出金、4款療養給付費交付金、6款道支出金につきましては平成27年度の推計により、それぞれ32万4千円、554万円、200万1千円の減。5款の前期高齢者交付金につきましては、概算数値によりまして570万円の増。7款の共同事業費交付金につきましては、430万円の減。これにつきましては、歳出の7款共同事業交付金と連動しております。9款の繰入金につきましては、一般会計繰入金として290万6千円の増以上、前年度より50万6千円減の歳入合計8億5千64万1千円となります。

続きまして歳出です。2款の保険給付費につきましては、近年の医療費推計により、1千568万4千円の増。3款の後期高齢者支援金等につきましては、給付費基準率の減に伴う精算によりまして300万円の減。6款介護給付費につきましては、伸び率と対象人員の減による概算算定として510万円の減。7款の共同事業拠出金につきましては共同事業対象分の減によりまして830万円の減でありまして、歳入の7款と連動しております。その他合計しまして、前年度と比較し歳入と同額の50万6千円の減、合計8億5千64万1千円を計上するものでございます。

なお主要施策につきましては、19ページをご覧くださいと思います。

以上で平成28年度国民健康保険特別会計予算の概要について説明を終わります。

○前中委員長

各委員より質疑を受けたいと思います。何かございませんか。はい池下委員。

○池下副委員長

歳出の方で後期高齢者支援金等の方が300万ぐらい減額になっているんですけど、具体的には前年度と同じ位に見てもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうなんだろうね。

○前中委員長

はい担当。

○町民生活G総括主査

給付費の基準率が減となっておりますので、その分をみでの減額となっておりますので単純に昨年と同じというふうにはしておりません。

○前中委員長

よろしいですか。他にございませんか。ありませんか。なければ⑧平成28年度後期高齢者医療特別会計予算についての提案説明よろしくお願ひいたします。

○町民生活G総括主査

それでは平成28年度後期高齢者医療費特別会計予算について説明いたします。20ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合により示されました清里町に係る推計の所要経費及びその執行事務に必要な経費について予算計上を行っております。歳入歳出の総計ともに6千537万9千円でありまして、前年度と対比し、106万9千円の増となっております。

歳入につきましては1款後期高齢者医療費保険料につきましては、広域連合からの推計によりまして15万1千円の減、2款の繰入金につきましても広域連合の推計によりまして122万円の増、合計して前年度より106万9千円増の6千537万9千円となります。

歳出につきまして2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、広域連合の推計によりますので107万7千円の増、総務費の減も含めまして、前年度より106万9千円増の6千537万9千円を計上いたします。

なお主要施策につきましては21ページをご覧くださいと思います。以上で、後期高齢者医療特別会計の予算の説明を終わります。

○前中委員長

ただいま平成28年度後期高齢者医療特別会計予算案の提案説明ございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。それでは、ご苦労様でした。

○前中委員長

従来であれば保健福祉課なんですけども、保健福祉課は最後に提案説明っていう形に変わりました。建設課から8点ほど提案説明がございますので、よろしく願いいたします。課長。

○建設課長

それでは本日の建設課の議題としています8件につきまして、概略を説明させていただきます。

まず1件目につきましては、平成27年度一般会計建設課所管分におけます年度末を迎えまして事業実施による補正となっております。2番につきましては、1番の補正に伴いまして、指定管理業務の委託料の全体額の変更となっております。3番4番につきましては、1番同様に特別会計未会計における年度末を迎えた事業実施による構成としております。5点目平成28年度新年度の一般会計建設課所管分の事業内容となっております。6番、さきの委員会で説明いたしておりました民間賃貸住宅建設への補助の要綱となっております。7号、8号につきましては特別会計におけます平成28年度新年度の事業内容となっておりますので、担当からそれぞれ説明させていただきますと思います。

○前中委員長

それでは①平成27年度一般会計補正予算建設課所管分についての提案説明を担当。

○建設管理G主幹

平成27年度一般会計補正予算概要につきまして、議案の1ページより御説明申し上げます。今回の補正は、平成27年度各事業の実績における補正と先の委員会で御報告いたしました指定

管理者に貸与している建設機械の修繕軽費の追加補正でございます。

それでは1ページから説明いたします。4款衛生費、保健衛生費、環境衛生費の農業集落排水事業特別会計繰出金事業につきましては、下水処理場札弦クリーンセンターの災害共済金の収入による一般会計の繰出金137万4千円の減額でございます。財源内訳は全額一般財源です。7款土木費、道路橋梁費、道路橋梁費の道路等整備事業につきましては、事業の実績により委託料で測量業務257万5千円の減と指定管理業務111万2千円の増、合計146万3千円の減額。工事請負費で419万3千円の減額で総計565万6千円の減額。財源内訳はその他の函面等交付手数料で9千円の減、一般財源で564万7千円の減額として計上しております。2目道路新設改良費の道路新設改良事業につきましては、事業実績により測量業務委託料1千188万1千円の減。工事請負費で3千378万5千円の減で総計4千566万6千円の減額。財源内訳は国庫支出金2千968万6千円の減。町債1千720万円の減、一般財源122万円の増額として計上しております。3項住宅費、住宅管理費の住宅用太陽光発電システム導入費補助事業につきましては、導入費補助実績により補助金及び交付金で390万円の減額。財源内訳は全額一般財源です。2目住宅建設費の公営住宅建設事業につきましては、建設工事の実績により委託料、12万円の減。工事請負費175万8千円の減で、総計187万8千円の減額財源内訳は国庫支出金280万2千円の増、一般財源468万円の減額として計上しております。公営住宅改修事業につきましては改修工事の実績により工事請負費48万2千円の減額、財源内訳は国庫支出金66万4千円の増、一般財源114万6千円の減額として計上しております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま一般会計補正予算の説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。ありませんか。それでは②債務負担行為限度額の変更について提案説明をよろしくお願いいたします。はい、担当。

○建設管理G主幹

債務負担行為限度額の変更について、議案の2ページによりご説明いたします。今回御提案する債務負担行為限度額の変更につきましては、先ほど補正予算でも話しましたとおり建設機械の特別修繕にかかる増額補正による限度額の変更でございます。現在の債務負担限度額5億2千961万7千円を特別修繕として111万2千円増額し、補正後の債務負担限度額を5億3千72万9千円に変更するものでございます。以上です。

○前中委員長

ただいま債務負担行為限度額の変更についての説明がございました。各委員より質疑を受けたいと思います。何かございませんか。池下委員。

○池下副委員長

当初確か予算が5億ぐらいだった気がしていたんですけども、年々金額的に大きくなっているなという気はするんですけども。当初は5年になる前、3年だった頃は3年計画でたしか3億弱ぐらいだったかなというふうに覚えておりますけども。やはり年間で計算すると1億円以上にな

るとするのは、いろんな推測が考えられますけども、事業費としてやはり上乗せしていかなかったら、なり得ないというふうに考えて良いですか。

○前中委員長

担当課長。

○建設課長

今回の債務負担限度額につきましては、当初5年計画で5年分の計画額の限度額として債務負担額として、ここ近年3カ年ほど除雪にかかわる補正がありました。その分の補正額の方が増えています。それらのこのような金額になっておりまして、さらに今回は機械の修繕が発生したということで、これから28年度が最終年となりますけど、28年度までの間で機械修繕また除雪による補正等が発生した場合には、それと同額が債務負担としてプラスされるとご理解いただきたいと思えます。

○前中委員長

なければ他にございませんか。無いようなので③平成27年度簡易水道事業会計補正予算第2号について。

○上下水道・公住G主査

平成27年度簡易水道事業特別会計補正第2号に関する予算概要について、議案の3ページよりご説明申し上げます。

今回の補正は実行予算に基づき、委託料と公課費、工事請負費の不用額を減額するとともに積立金を調整するもので、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を、6千35万7千円とするものであります。

それでは歳入より御説明いたします。使用料及び手数料につきましては水道使用料の減により100万円の減額となります。続きまして歳出です。総務費につきましては一般管理費の委託料13万5千円と消費税額確定による15万円の不用額をそれぞれ減額し、総額で28万5千円の減額となります。施設費につきましては工事請負費の不用額27万2千円の減額となります。基金積立金につきましては44万3千円の減額となります。これにより歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を、6千35万7千円とするものであります。以上で説明を終わります。

○前中委員長

只今、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算第2号についての提案説明がございました。各委員より質問を受けたいと思えます。何かございませんか。よろしいですか。それでは④平成27年度と農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についての提案説明。はい担当。

○上下水道・公住G主査

平成27年度農業集落排水事業特別会計補正第2号に関する予算概要について、議案の4ページより御説明申し上げます。今回の補正は実行予算に基づき公課費及び委託料の不用額を減額するもので歳入歳出それぞれ30万円を減額し、予算の総額を9千923万6千円とするものであ

ります。

それでは歳入よりご説明いたします。分担金及び負担金で10万円の減額、使用料及び手数料で20万7千円の減額。繰入金は一般会計繰入金で137万4千円の減額。諸収入は公有物件災害共済金により138万1千円の増額となります。

続きまして歳出です。総務費につきましては一般管理費で消費税額の確定により9万9千円、施設管理費の施設管理委託料の不用額12万6千円をそれぞれ減額し、総額で22万5千円の減額となります。事業費につきましては、下水道台帳作成委託料7万5千円の減額となります。これにより歳入歳出それぞれ30万円を減額し、予算の総額を9千923万6千円とするものであります。以上で説明を終わります。

○前中委員長

今説明がございました。各委員より質問を受けたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。それでは⑤平成28年度一般会計当初予算主要施策事業建設課所管分についての説明よろしくをお願いします。

○建設管理G主幹

議案の5ページから平成28年度一般会計当初予算の主要施策事業建設課所管分についてご説明いたします。7款土木費、道路橋梁費道路橋梁費の道路等整備事業につきまして、内容は道路橋梁維持補修事業として4千690万2千円。調査設計業務委託で1千118万4千円、内訳は補備測量2線、15号道路、13号道路等の調査設計業務でございます。道路改修工事は3千571万8千円。内容の主なものは東横道路を改良、ウエンベツ川修繕です。区画線引き3線道路補修でございます。道路橋梁管理事業として9千720万9千円、道路橋梁及び河川の指定管理業務委託で9千386万2千円。その他事務事業経費で334万7千円の総計1億4千411万1千円。財源内訳は道路占用料と図面等交付手数料で172万8千円。一般財源1億4千238万3千円を計上しております。代表的な事業位置図につきましては、議案の7ページに添付しております。

2目道路新設改良費の道路新設改良事業につきまして、内容は道路新設改良事務事業として198万8千円。道路改修事業として4千811万円。道路橋梁保全対策事業として、1億4千682万円。内訳は路面性状調査で682万円、橋梁修繕調査設計で3千450万円、橋梁点検調査で1千800万円。工事請負費で8千750万円の総計1億9千691万8千円。財源内訳は、社会資本整備総合交付金1億2千423万3千円。事業債5千860万円。一般財源1千408万5千円を計上しております。事業位置図につきましては議案の8ページ、9ページに添付しております。

続きまして2項都市計画費公園費の公園灯整備管理事業につきまして内容は緑ヶ丘公園管理事業費401万3千円、ふれあい広場管理事業104万8千円。その他公園、駅前広場、水元ポケットパーク、羽衣南児童公園の管理事業87万円の総計593万1千円。財源は全額一般財源でございます。

○上下水道・公住G主査

引き続きまして、議案の6ページよりご説明いたします。7款土木費、住宅費、住宅管理費住

宅関係計画策定事業です。これにつきましては公営住宅等長寿命化計画の5年目の見直し作業を行うもので策定業務委託料としまして201万円を計上するものです。財源の内訳につきましては、国庫支出金85万円一般財源で116万円を計上しております。

次に2目住宅建設費、公営住宅建設事業です。これにつきましては公営住宅等長寿命化計画に基づき、地域優良賃貸住宅の建設と町営住宅の解体をするものです。住宅の建設についてはひまわり団地に1棟1戸を新たに建設するもので建設費用として2千788万7千円、住宅の解体につきましては、水元第2団地1棟4戸357万円。札南団地1棟4戸354万円合計で3千499万7千円を計上するものです。財源内訳につきましては国庫支出金1千209万1千円、一般財源で2千290万6千円を計上しております。図面等につきましては、11ページ、12ページの方に位置図と配置図、平面図の方を記載しております。

次に公営住宅改修事業です。これにつきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の改修を行うものです。本年度は、平成5年に建設されたさくらんぼ団地2棟8戸の外部改修費用として1千338万円を計上するものです。財源内訳につきましては、国庫支出金より572万9千円。一般財源で765万1千円を計上しております。これにつきましては図面で10ページに位置図の方を掲載しております。

続きまして、2款総務費、総合戦略費、総合戦略事業費、民間賃貸住宅建設促進事業です。これにつきましては民間による賃貸住宅の建設を促進するため補助金を交付するものです。1戸あたり200万円で10戸分の2千万円を計上しております。財源内訳につきましては一般財源で2千万円を計上しております。

続きまして住環境推進事業です。これにつきましては、清里町の住生活に関する目標や施策等を定める清里町住生活基本計画の策定を行うもので、策定業務委託料として426万円を計上するものです。財源内訳につきましては、国庫支出金により180万円、一般財源で246万円を計上します。以上で説明を終わります。

○前中委員長

はい、ただ今平成28年度一般会計当初予算主要施策事業についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。無いようなので、それでは◎清里町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付要綱について説明願います。

○建設管理G主査

清里町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付要綱について。議案13ページよりご説明いたします。こちらの方は、これまで2回の常任委員会で概要を提案してまいりました。民間賃貸住宅建設促進事業の補助金交付要綱になります。要点のみご説明いたします。

まず第1条、目的です。この要綱は町内に賃貸住宅を建設する方に補助をすることで、良質な賃貸住宅の建設を促進し町民の住環境の向上と移住定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的としております。

第2条定義といたしまして、賃貸住宅の要件になります。賃借人が賃貸人と契約に基づいて入居する住宅であり、以下の要件に該当することとしております。まず1点目建築基準法他法令に適合しているもの。2点目新築の戸建てまたは共同住宅であること。3点目各戸それぞれに玄関、便所、浴室、台所、給湯設備があること。4点目駐車場が1台分以上あること。5点目組み立て

式仮設住宅ではないこととしております。

続きまして第3条第1項補助対象者となる賃貸住宅を建設する個人又は法人の要件です。1点目、町内に戸建ての2戸以上または2戸以上の共同住宅を建設するもの。2点目国税、地方税他税金などの滞納がないもの。3点目、年度内に賃貸住宅が竣工できるもの。4点目、暴力団構成員ではないものとしてございます。

続きまして、第3条第2項対象となる賃貸住宅の要件となります。1点目、10年間は賃貸住宅に供すること。2点目、個人が建設する場合は、本人が入居するものでないこと。3点目、法人が建設する場合は役員を入居させるものでないこと。4点目、公共事業などの補償で新築するものでないこととしてございます。

続きまして第4条補助金額になります。第1号では、町内の施工業者による新築にする場合は、延べ床面積1平方メートルあたり2万5千円、1戸あたり200万円を限度としてございます。第2号では町内の施工業者にするにより新築する場合でございます、全戸町内の施工業者の場合の2分の1の金額とすることとしてございます。第5条以降は、申請の手順を定めてございませぬ。大まかな手順といたしましては第5条、事前協議をいただきながら第6条交付申請をいただきまして、第9条実績報告をいただいた後、補助金を請求していただくこととしてございます。

最後16ページ要綱の最後となりますが、附則といたしまして、この要綱は平成28年4月1日より施行し、平成31年3月31日までの3年間としてございます。民間賃貸住宅建設促進事業補助金要綱について説明は以上です。

○前中委員長

はい。ただ今民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付要綱についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。池下委員。

○池下副委員長

これ最大200万円ということで今回10戸分で2千万の補助金ということで、上がっているんですけど、実質うちの町は公営住宅がすごく充実していて、民間企業がこういった賃貸住宅というのはなかなか建てていないというのが事情なんですけど、なぜ今回10戸分の2千万になったのか。例えば今までここ数年の間に何件か建ててきているという状況であるならば、10戸分でも理解できるんですけど、今年度からやる事業に関していっぺんに10戸分っていうのは、どうも数が多過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですけど、どういう考えで10戸分になったのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○前中委員長

はい課長。

○建設課長

ご存じのとおり、当町におきましては公営住宅の整備がとてと進んでいます。その中で民間住宅がなかなかできない状況が長年続いていまして、その中でやっぱり公営住宅の入居となりますと、その分制約が出ますのでなかなか入りたいたいけど入れない方がいらっしゃるというお話も多く聞きまして、そんな関係から今回の民間住宅促進に向けての何かしらの活動というのが出てきた。

そこで10戸ということになります。この要綱の中での補助対象とする住宅っていうのは一戸建てから集合的な4戸、6戸の部分。補助対象となった時にその辺組み合わせるとどの程度かかってというのはなかなか難しいところがありまして、正確なリサーチっていうのはなかなかできない部分ありますけど、一戸建てもしくは一般的に言いますと、4戸建ての賃貸の住宅あるいは6戸、例えば1LDKですと6戸建てを組み合わせるといったときに10戸あたりが妥当ではないかということで、今回10戸の方を当初予算として計上させていただきました。

○前中委員長

よろしいですか。何かございませんか。はい加藤委員。

○加藤委員

1点だけ確認なんですけども、13ページの第2条のところに建築基準法があるんですが、昭和25年の法律の基準という形にスタート基準法の最初のスタートがこうで、例えば耐震性やそういう環境っていうのは、改正でなされて基本的には問題ないということではないんですか。

○前中委員長

はい担当。

○建設管理G主査

法の最初は25年ということで、今現在は改正をすでに行われているということでございます。

○前中委員長

ちょっと1点だけ確認したい部分ありますけども、1棟10戸というくくりの中なんですけども、仮に事業所さんが2件3件だとか出てきた場合には、どのような取り扱いになってくるんでしょう、仮定の話ですけども。はい課長。

○建設課長

超えた場合、設計施工となりますが、かなりの期間を要するため、当初受付した段階で補正の方の提案をさせていただきたいと考えております。

○前中委員長

わかりました。他になければ⑦平成28年度簡易水道事業特別会計予算についての提案説明よろしく願いいたします。担当。

○上下水道・公住G総括主査

平成28年度簡易水道事業特別会計の予算概要につきまして、議案の17ページよりご説明いたします。

歳入よりご説明いたします。使用料及び手数料は、平成27年度の実績見込みから4千858万9千円、前年度対比で101万3千円の減として計上しております。財産収入は1万3千円、前年度対比で3千円の増として計上しております。繰入金は一般会計繰入金1千278万、前年

度対比で463万円の増として計上しております。繰越金は150万円で前年度同額として計上しております。諸収入は預金利子として1千円、前年度同額として計上しております。

次に歳出につきましてご説明いたします。総務費につきましては、職員1名分の人件費と施設管理に必要な物件費として修繕料をはじめ通信運搬費水道メーター器検針、水質検査施設点検委託料公課費など前年度対比1千294万1千円の増となる4千48万円を計上しております。今年度につきましては、簡易水道事業統合に伴う認可変更実施設計業務委託料として1千240万円を含めて計上しております。施設費につきましては水道メーター器の更新工事として工事請負費に675万円前年度対比で30万円の増として計上しております。公債費につきましては起債元利償還金として前年度対比746万4千円の減となる1千564万円を計上しております。基金積立金につきましては1万3千円、前年度対比215万7千円の減として計上しております。これにより、予算の総額を歳入歳出それぞれ6千288万3千円、前年度対比で362万円の増として計上しております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま平成28年度簡易水道事業特別会計予算についての提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。引き続いて⑧、平成28年度農業集落排水事業特別会計予算について提案説明よろしく願いいたします。はい担当。

○上下水道・公住G総括主査

平成28年度農業集落排水事業特別会計の予算概要につきまして、議案の18ページよりご説明いたします。

歳入よりご説明いたします。分担金及び負担金は新たな公共施設に係る個人分担金として前年度同額の10万円を計上しております。使用料及び手数料は平成27年度の実績を見込み3千768万6千円、前年度対比39万3千円の減として計上しております。繰入金是一般会計からの繰入金として5千680万1千円、前年度対比42万5千円の減として計上しております。繰越金につきましては、前年度同額の150万円諸収入につきましても前年度同額の1千円を計上しております。

次に歳出につきましてご説明いたします。総務費につきましては、職員1名分の人件費と施設管理に必要な物件費として光熱水費をはじめ修繕料、施設管理業務委託料などにより前年度対比で26万5千円の減となる3千440万9千円を計上しております。事業費につきましては処理場の機器修繕工事、下水道台帳作成業務委託などにより、前年度対比で12万8千円の減となる487万8千円を計上しています。公債費につきましては記載元利償還金として前年度対比で42万5千円の減となる5千680万1千円を計上しております。これにより予算の総額を歳入歳出それぞれ9千608万8千円、前年度対比81万8千円の減として計上しております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

平成28年度農業集落排水事業特別会計予算についての提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。無いようなので全体を通して何か建設課所管の分で、質疑あれば賜りたいと思います。

○池下副委員長

ちょっと聞き逃してしまったんですけども12ページのこの図面を見ながら、考えていたんですけども、賃貸住宅建設が28年度2千788万7千円かけて3LDKで図面出ているんですけども、今まで25年度と27年に44戸建っているんですけども、実績として、今全部埋まっている状況なんですか。

○前中委員長

はい、担当課長。

○建設課長

すべて住まわれております。

○池下副委員長

そうですか。それと今年度は1戸ということで、図面に出ているんですけども、来年度は3戸、30年度は2戸というふうになっているんですけども、29年度の今年建つ分のは3LDKという予定になっていて、その他の29年度2LDKというふうになっているんですけども、公営住宅が入っていて私の裏にも公営住宅いっぱいありますけども、狭いからと言って移っていく方が結構いるんですよ。それでこの3LDKの図面を見ながら、やはりこれぐらいないと子どもがいるとあずましくないんだろうなと思ひまして。この29年度以降の例えば2LDKを3LDKにするとか、そういった計画等の変更とかはどうなんでしょうか。

○前中委員長

課長。

○建設課長

ひまわり団地につきましては、1戸だけ10戸の中身といたしましては特別公共賃貸住宅5戸、あと公営住宅5戸ということでスタート。特別公共賃貸住宅を3LDK、公営住宅を2LDKとして建設してまいりまして、現在のところその特公賃が3戸に公営住宅が1戸現在あそこに建っています。

その年々の全体的な需用を見ながら進めてまいりまして、現在特公賃の方進めています。その中で当然、特公賃と公住の方では入居者というのは所得から変わってまいりますので、その辺のことを考えまして公住ですので様々な家族構成の方、逆に中には3LDKが広がっている方もいらっしゃると思いますので、その辺考えて公住の方と分けています。その建設につきましてはその年々の状況を見ながら判断してまいりたいというふうに考えております。

○前中委員長

はい池下委員。

○池下副委員長

この図面で見ますと10戸のうち完成すると3LDKと2LDKが5戸ずつにはなるのかなと

いうふうに見ていたんですけども、広い分には広い空間で使えるっていうのがあるんですけども、狭いところに入ってしまって狭いというふうに感じちゃうと、なかなか次を探すっていうこともならないんで、もしこれが可能であるならば3LDKを若干増やした形につくっていった方が良いのかなというふうに私は思ったんですけども。他の委員さんどういふ考えか解らないですけども、そこらへん住民の意見を聞きながらやっていってもらえるならばと思ひまして。

○前中委員長
課長。

○建設課長

広さが違ひますと当然家賃にもかなり影響してまいりますので、今後ともその年々住宅の状況っていうのは常に変わってきてますんで、住宅状況を見ながらどのようなものが一番求められているのか判断して進めてまいりたい。

○前中委員長

よろしいですか。他に全体を通して何かあれば受けますけども。
はい河口委員。

○河口委員

水道使用料の分っていうのは過去から利用料っていうのはずっと減ってきているんでしょうか。それとも今後増えるっていうのはありますか。そのへんどうですか。

○前中委員長
課長。

○建設課長

今回補正の方で現年度500万減額させていただきます。これは全体的と申しますか、使用料収入が減ってきております。やっぱり原因といたしましては人口減がかなり大きく、利用戸数は変わりませんがその中の構成員が減っていますので、その分で使用料が減っているというふうに感じています。

○河口委員

年平均はどのぐらいでいくのか。今後どのへんが下げ止まりなのか解りませんが過去はずっと減っているという理解でよろしいでしょうか。

○前中委員長
はい課長。

○建設課長

今回補正させていただきましたのは、例えば27年度でいきますと当初予算で年間4千950

万ほどみていました。それを今回100万減らして4千850万。これを12カ月で単純に割ってみますと、400万円程度が月の収入になると思いますが、やっぱり夏場水の使用量が多くて、1月2月寒い時期には減るという繰り返しですが、使用料そのものが全体的に月を通して減る傾向にあります。

○前中委員長

よろしいですか。他に何かありますか。なければ議長。

○田中議長

今の話なんですけど、基本的に水道料金についても量は減って来れば、今までの町の料金の設定っていうのは、こういう状態が続くと上がってくるということになるんですか。

○前中委員長

はい課長。

○建設課長

会計の運営状況というのは中々厳しいところでございます。ただ、そこで簡単に料金を気にして上げられないという現状がある中、支出をおさえて何とか今の現行の料金でやっているのが現状です。ただこれを未来も続けていけますという断言もできないのも事実で、やはり一般会計側の繰入金も記載の償還分でいただいていますけど、それ以上に必要があった場合にやっぱり利用者負担ということで料金の改定を提案する場面が出てくることもあるかと考えております。

○前中委員長

はい議長。

○田中議長

ここ当面は、まだ無いということで。

○前中委員長

はい課長。

○建設課長

出来る限り、現行の単価を維持していきたいと考えています。

○前中委員長

よろしいですか。それでは建設課関連すべて終了します。ご苦労様でした。5分休憩します。35分から。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時35分

○前中委員長

それでは産業課から協議報告事項がございますので、提案説明よろしくお願ひいたします。課長。

○産業課長

それでは産業課所管事項7件について協議報告をさせていただきたいと思ひます。

今回は農業振興事業の要綱及び農業振興資金の要綱の一部改正及び担い手確保経営強化支援事業の概要の關係、それと平成27年度の一般会計補正予算、平成28年度の一般会計の当初予算の主要施策の産業課所管分と焼酎事業に係ります平成27年度の補正予算と平成28年度の当初予算について、それぞれ担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○前中委員長

それでは①清里町農業振興事業実施要綱の一部改正について提案説明よろしくお願ひいたします。はい担当。

○農業G主幹

清里町農業振興事業実施要綱の一部改正について議案1ページでございます。今回の改正でございますが、平成27年度からの農業振興計画に対応した事業への見直しを行ひまして、別表1を改正するものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。2ページご覧願ひます。左欄が改正前、右欄が改正後となっております。

事業区分地力増進対策事業の緑肥作物導入事業につきまして、補助率を4分の1以内から2分の1以内への改正あわせて採択要件の土壤診断を削除するものでございます。これにつきましては本年度より町内全域にて取り組みを実施しております多面的機能支払交付金事業の景観緑肥事業と内容が重複するものでございまして、一部改正するものでございます。多面事業におきまして、町内後作におけます緑肥事業対象面積が全体面積の50%強となることから、本事業の補助率につきまして2分の1に改正するものでございまして、町外圃場所有者との整合をとるためとなります。多面事業は、属地整理となりますことから、町内圃場のみが対象となりますので、本事業につきましては、町内農業者の所有する町外圃場を対象とするものでございます。土壤検診につきましても多面事業が緑肥のみを対象としておりますので、要件を廃止するものでございます。

3ページをご覧願ひます。同じく地力増進対策事業の緑肥作物及び堆肥導入事業につきましても廃止するものでございます。こちらにつきましても多面事業が緑肥のみを対象となるために廃止するものでございます。

続きまして4ページになります。事業区分じゃがいも生産振興対策事業中、シストセンチュウ対策及び輪作対策輪作体系モデル事業の一部改正でございます。本事業の現行内容でございますが、畑作農家と畜産農家の交換耕作を実施しているところでございまして、新たに平成28年度よりセンチュウ対策として、対抗性植物であります野生トマトの種子購入費の助成及び耕作面積反当り1万円を補助対象とするものでございまして、補助率につきましては、各2分の1でございます。効果が実証された場合には、薬剤対策にかわる新たな対策としての普及が期待されると

ころでございます。

5ページでございます。事業区分、畜産振興対策事業中肉用牛改良事業につきましては、平成21年度以降実績がないことから関係機関と協議しまして廃止するものでございます。

6ページでございます。畜産振興対策事業中装置更新装置更新対策事業につきましては新たに事業を追加するものでございます。内容につきましては装置の自己更新に対しまして補助を実施するものでございます。耕作権を保有している耕作地で自ら耕作している農業者等に対して、耕作面積当たり5千円を補助対象とするもので補助率2分の1でございます。

以上、御説明した改正規定のうち、緑肥作物導入事業と緑肥作物及び堆肥導入事業につきましては、平成27年4月1日からの適用といたします。これにつきましては多面事業との関連性から本年度の適用とさせていただきます。他シストセンチュウ対策及び輪作体系モデル事業の一部改正、肉用牛改良事業の廃止、装置更新対策事業の新規追加につきましては、平成28年4月1日からの適用といたします。以上で説明終わります。

○前中委員長

ただ今清里町農業振興事業実施要綱各委員よりありませんか。よろしいですか。それでは②清里町農業振興資金実施要綱の一部改正について提案説明よろしくお願ひいたします。

○農業G主幹

議案7ページでございます。清里町農業振興資金実施要綱の改正理由でございますが、事業実施期間の更新でございます。事業実施期間平成27年度を、平成28年度から平成32年度にするものでございます。施行期日につきましては交付の日から施行とし、平成28年4月1日から適用するものであります。なお事業内容につきまして現在一部改正について精査中でありまして、内容が整い次第改めてご協議させていただきます。以上で説明を終わります。

○前中委員長

今②清里町農業振興資金実施要綱の一部改正についての提案説明ございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。よろしいですか。それでは③担い手確保経営強化支援事業の概要について提案説明をよろしくお願ひいたします。はい担当。

○農業G主幹

担い手確保経営強化支援事業概要について御説明いたします。議案8ページでございます。本事業につきましては昨年10月のTPP大筋合意に伴います補正関連予算に係る事業でございます。事業名につきましては、担い手確保経営強化支援事業予算額52億8千600万円となっております。補助につきましては、市町村経由の間接補助事業でございます。補助率につきましては2分の1以内というところでございます。1月20日補正予算を成立したことから、1月22日に事業説明会及び要望取りまとめを実施しているところでございます。

2の事業概要でございますが、適切な人農地プランが作成されていること、農地中間管理機構を活用している地区において、売上高の10%以上の拡大または経営コストの10%以上の縮減に取り組む担い手が農業用機械施設の導入に際する融資残について補助金を交付するものでございます。

3の取りまとめ状況、申請内容でございますが、申請経営体制につきましては、12戸延べ数にしますと21件。事業費につきましては1億4千796万5千105円。助成要望額につきましては6千842万1千円というところでございます。導入要望機械につきましてはトラクター7台をはじめ記載の状況でございます。

4の採択の要件でございますが、ポイント制となっております、配分基準ポイントというのがございます。規模拡大中間管理規模を活用経営の効率化等の取り組み形態数等々によりポイントの高い地区より配分される仕組みでございます。本町の申請につきましては、現在のところ採択の可否につきましては未定でございます、割当内示につきましては今月下旬に判明するところでございます。

5の補助金の流れでございますが、間接補助事業でございますので、国庫補助金としましては北海道経由で清里町が歳入と集計各形態に対して歳出する流れでございます。

6のスケジュールでございますが、今後の予定として今月下旬に割当内示計画書となっております。3月以降のスケジュールにつきましては、予算の配当割当は場合の手続きでございます。

以上が担い手確保経営強化支援事業の概要でございますが、今月末に割当内示を受けた場合がありますが、助成要望額6千842万1千円につきまして、歳入歳出の予算措置が必要となります。この場合3月定例会におきまして、追加補正として御提案させていただきますのでご理解をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今担い手確保経営強化資源事業の概要について説明がございました。何か質問ございませんか。よろしいですか。それでは④平成27年度一般会計補正予算産業課所管分についての提案説明よろしく申し上げます。はい担当。

○農業G主幹

農業グループ関連についてご説明いたします。議案10ページになりまして、上から3つ目でございます。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、施策名農業振興事業補助事業でございます。こちらにつきましては、今年度より全町域的に取り組むことになりました多面機能支払交付金事業の緑肥事業と重複することから、対象事業分を減額するものでございまして、財源内訳につきましては300万円を一般財源から減額するものでございます。

続きまして同じく5目道営整備事業費、施策名多面的機能支払交付金事業でございます。こちらにつきましては、農地転用等面積精査を行った結果、交付対象面積の減少に伴う交付金の122万3千円の減及び会議負担金5千円の減となります。財源内訳につきましては道補助金として91万3千円の減額及び一般財源31万5千円の減額でございます。

以上で農業グループ関連の説明を終わります。

○前中委員長

担当。

○商工観光・林政G総括主査

続きまして、商工観光林政グループ所管分をご説明いたします。9ページをお開き願います。

2款総務費、2項総務管理費、8目町有林管理費町有林新植事業につきましては、前年の皆伐時の面積で予算化させていただいておりましたが、事業実施にあたりましては、皆伐時の枝などの置き場や地形等を考慮しての実測による面積の減であります。これにより苗木の本数、工事面積が減となりまして、439万8千円の減。財源内訳は森林環境保全整備事業補助金につきまして110万6千円の減、一般財源は329万2千円の減となります。

同じく8目町有林管理費、町有林下刈事業につきましては、苗の生育状況雑草の繁忙状況の確認によりまして、下刈りを実施しなくてもよい条件となった箇所がありましたので実施面積による減であります。34万3千円の減、財源内訳は森林環境保全整備事業補助金につきまして15万8千円の減、林野基金繰入金18万5千円の減となります。

同じく8目町有林管理費、町有林除間伐事業につきましては、当初予定しておりました小班について積雪のため現地測量ができず、隣接地の国有林との境界が確定できなかったため、未実施となり実施面積の減となったことによるもので、313万4千円の減。また財源が国道の政策補助金配分により一部が森林環境保全整備事業から森林整備加速化林業再生総合対策事業に変更になったことにより、森林環境保全整備事業につきまして110万9千円の減、森林整備加速化林業再生総合対策事業が55万6千円の増、林野基金繰入金258万1千円の減となります。

2款総務費、4項庭園のまちづくり事業費、2目花と緑と交流のまちづくり、花壇植樹帯整備事業につきましては、平成27年度で予算を計上しておりましたが、26年度予算として繰り越されたまち・ひと・しごと地方創生事業に係る交付金を財源としての執行となりましたので、記載の課目について合計502万円を、平成27年度分より減額するものです。10ページをお願いします。同じく2目花と緑と交流のまちづくり事業費、都市農村交流事業につきましても同様の理由によりまして、記載の項目について合計77万円を平成27年度分より減額するものです。同じく2目花と緑と交流のまちづくり事業費、ふるさとのふれあいの散歩道事業費につきましても同様の理由により記載の課目について合計30万円を平成27年度分より減額するものです。

3段下がりまして5款農林水産業費、2項林業費1目林業振興費林業労働者退職金共済制度事業補助事業につきましては、平成27年10月より掛金の値上がりがありました分と当初予定よりも対象就労人員が増となりまして、補助額に不足を生じますので16万円の増財源は一般財源となっております。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費商工振興事業補助金につきましても花と緑と交流のまちづくり事業費と同様平成27年度で予算計上しておりましたが26年度の繰越の財源となりましたので、対象経費475万円を平成27年度分より減額するものです。

11ページをご覧ください。同じく1目商工費、中小企業融資制度貸付事業につきましては、融資貸付件数の増によりまして利子及び保証料補助額分65万円を増額するものです。同じく1目商工振興費、店舗出店改修等補助事業につきましては、現在まで店舗改修3件の利用がありますが、今後全額利用の見込みがないことから対象事業件数の減として350万円を減額するものです。同じく1目商工振興費、住宅リフォーム促進事業につきましては、現在まで住宅改修20件の利用がありますが、今後全額利用の見込みがないことから対象事業件数の減として180万円を減額するものです。同じく2目観光振興費、きよさと観光協会補助事業につきましては特定非営利法人清里観光協会に対し、斜里岳登山道整備補助につきまして、斜里岳登山道の荒廃にあたりガイド協会等のメンバーによる登山道整備を行っていただく費用を計上しておりましたが、

関係機関との調整がつかず、予定していた整備の事業量を一部行うことが出来ずに補助額の残が発生しましたので、その額71万2千円を減額するものです。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま27年度会計補正予算についての提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。はい池下委員。

○池下副委員長

花と緑と交流のまちづくり事業費の中で、9ページなんですけど、花壇等植樹帯の整備事業で500万の減額、これ26年度の繰越ってということなんだけど、事業自体は通年どおり行われたというふうに考えていいですか。

○前中委員長

はい、担当課長。

○産業課長

花壇の花と緑の分につきまして花壇整備の関係につきましては、例年通りの形で事業実施していくということです。

○前中委員長

はい、池下委員。

○池下副委員長

それと同じ事業が都市農村事業も同じなのかなというふうに思いますけども。

11ページが一番下の斜里岳登山道の整備で、観光協会等の中でこの71万2千円が日程調整できずに執行されなかったってことなんですけども、今後28年度以降もやっていかなければならない事業というふうに捉えていると思うんですけども、今年度考えていた事業と同程度の規模の事業なのか、それとももっと拡大した事業として整備していくぞと言う考えなのか、その辺どうなんでしょうか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

観光協会の斜里岳の登山道の整備の関係でございますが、この関係につきましては、日程の折り合いと言いますか、上部団体北海道なり南部森林管理署の方といろいろ協議を重ねた中で人工的なものを置くというところで、なかなか実施するところに至らなかったというのが実態でございまして、この関係については再度今年も協議をしながら今後どのような形で進めるかということと協議しながら今後も進めていきたいというふうに思っております。来年につきましてはだいたい同程度の整備を考えているというところで今予算計上させていただいておりますが、いず

れにしましても北海道南部森林管理署との協議も進めながらというところで事業を進めていくという形になっております。

○前中委員長

はい池下委員。

○池下副委員長

たしか今年斜里岳山開きの後だったと思うんですけども、私の記憶の中で北見の方からこういった登山道の修復ということで、1名の方に来ていただいて田中議長なんかも出席してやっているというふうに思うんですけども、そのときにも多少事業費はかかっているのかなと思うんですけども。今の段階で斜里岳の登山道がひどく傷んでいるっていう話も前から話も聞いてますんで、南部森林組合との話し合いもありますけども速急にやらないと。やはり斜里岳100名山の名に恥じないような登山道をしっかりとつくっていただかないと。うちの町の交流人口増加ということを町長も謳っているわけですから、そこらへんしっかりと整備計画を立てた中でこういった減額補正のないようにやっていただきたいというふうに思います。

○前中委員長

はい課長。

○産業課長

ご指摘のとおり年々やはり登山道かなり傷みが激しくなってきたという部分もございます。それと小破修理の部分では観光協会の方にもお願いをしながら、ガイド協会にもお願いしながら少しずつは進んでいるんですが、大々的な部分についてはやはり協議が必要だという部分がございます。これらの部分早急に詰めながら実施できるように進めていきたいというふうに思いますので御理解いただきたいと思います。

○前中委員長

ほかに、何かございませんか。よろしいですか。それでは平成28年度一般会計当初予算主要施策事業産業課所管分についての提案説明よろしくお願ひいたします。はい担当。

○農業G主幹

それでは農業グループ関連についてご説明いたします。議案につきましては12ページなりまして上から4つ目でございます。

5款農林水産業費、1項農業費2目農業振興費、施策名植物防疫対策事業でございます。こちらにつきましては、清里町シストセンチュウ対策協議会に対する負担金でございます。昨年、網走市におきまして、白シストセンチュウが発生したことに伴いまして、近隣市町の対応が求められているところでございます。国からの正式な通知はまだございませんが取り組みといたしまして、町内における土壌検診を予定しておりまして、必要経費としてブーツカバー代等にかかる予算計上でございます。事業費につきましては50万円となりますが、町、農協と各2分の1の負担としておりますので、町負担分として25万円を予算措置いたします。財源につきましては一

般財源でございます。続きまして、同じく2目農業振興費、施策名気象情報システム管理事業でございます。こちらにつきましては既存のマメダスの老朽化に伴うシステム変更でございます、NTTドコモの環境センサーのデータ事業に移行するものでございます。環境センサー気象情報提供委託料141万5千円を町農協と各2分の1の負担としますので委託料として70万8千円の予算計上をしております。事業費役務費を合わせました81万3千円を一般財源とするものでございます。13ページになります。同じく2目農業振興費、施策名農業振興事業費補助事業でございます。こちらにつきましては1千739万円を予算計上するものでございますが、農業振興計画に対応した見直しを行っているところでございます。先ほど要綱の一部改正で御説明したところでございますが、本事業項目のじゃがいも生産振興対策事業中シストセンチュウ対策及び輪作体系モデル事業の内容を見直しております。現行取り組みとして畑作農家と畜産農家の交換耕作を実施しておりましたが、平成28年よりセンチュウ対策として対抗性植物であります、野生トマトの種子購入費の助成及び耕作面積に対して補助を実施するものでございまして、効果が実証された場合には薬剤対策にかわる新たな取り組みとして期待されているところでございます。全体補助額70万円に対しまして、町農協2分の1の負担となりますので35万円を予算計上するものでございます。畜産振興対策事業につきましても新たに装置更新対策事業を計上いたします。内容につきましては、農耕飼料の高騰に伴う自給飼料への切り替えを推奨しまして、畜産農家の負担軽減を図るものでございます。自己所有装置の更新費用の一部助成を実施するものでありまして、全体補助額100万円に対しまして、町農協各2分の1負担としますので、50万円を予算計上するものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、同じく2目農業振興費、施策名清里町農業施設整備事業でございます。こちらにつきましては、平成27年度TPP関連補正予算事業でございます。甘味資源作物産地強化緊急対策事業の芋類産地確立支援事業でございます。事業内容として澱粉工場に車両洗浄施設及び加温殺菌施設を整備しまして、清泉地区におきましても車両洗浄施設を整備するものでございます。補助事業の農協自己負担分と農協単独事業であります。麦貯蔵施設のサイロ6基分の計4億9千742万5千円に対して3分の1以内で支援するものでございます。財源につきましては1億6千万円を起債措置するものでございまして、記載名につきましては過疎債を予定しているところでございます。

続きまして畜産業費、施策名町営牧場管理運営事業でございます。内容につきましては、町営牧場の装置維持のための追肥事業を実施するものでございます。事業量につきましては1牧区から6牧区までの37.4ヘクタールとなりまして委託料として190万8千円を予算計上いたします。財源につきましては一般財源でございます。続きまして同じく3目畜産業費施策名家畜防疫事業でございます。こちらにつきましては清里町家畜自衛防疫組合に対する負担金でございます。家畜伝染病未然防止対策事業ということで消石灰を購入に対する一部助成を実施するものでございます。総事業費につきまして22万円ですが町農協と2分の1の負担となりますので町負担分の11万円を一般財源として予算計上するものでございます。

続きまして、5目道営整備事業費、施策名農地整備事業でございます。こちらにつきましては道営農地整備事業清里地区に係ります平成28年度事業となります。事業につきましては最終年度となりまして、事業費1千744万2千円を予算計上するもので、財源につきましては道支出金409万4千円、地方債280万円、その他としまして受益者分担金373万1千円、一般財源681万7千円でございます。14ページに移ります。同じく5目道営整備事業費、施策名多

面的機能支払交付金事業でございます。平成27年度より法制度化されたことによりまして全町域を対象区域とした取り組みにかかる予算計上でございます。事業費につきましては1億1千332万2千円となりまして、財源につきましては道支出金として8千494万7千円。こちらにつきましては事業費の4分の3相当分でございます。残りにつきましては一般財源2千837万5千円でございます。続きまして、同じく5目道営整備事業費、施策名地域用水環境整備事業でございます。これにつきましては緑ダムにおける小水力発電事業でございます。事業内容につきましては平成29年度の事業採択に向けまして、昨年度に実施しました概略設計業務の詳細について調査を行うものでございます。調査業務につきましては北海道の発注となりまして、負担割合につきましては道50%地元50%でございます。地元負担につきましては1市4町で構成しております、畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会における負担割合。こちらにつきましては受益割合でございます。清里町においては23.9%となります。従いまして概算事業費1千500万円の2分の1に負担割合23.9%を乗じた179万3千円が清里町負担となります。財源につきましては一般財源でございます。

続きまして8目町民活動施設費、施策名町民活動施設管理運営事業費でございます。こちらにつきましては施設運営にかかわる需用費委託料が主なものとなりますが、施設管理につきましては、現在有限会社パパスさつと平成26年度から28年度の3カ年の長期継続委託契約を締結しておりますので、委託料469万8千円を予算計上するものでございます。加えまして工事請負費として、中統開閉器の老朽化に伴う交換工事費95万6千円を予算計上しております。事業費につきましては、計1千95万9千円でありまして、財源につきましては、その他として、町民活動施設使用料19万円、一般財源1千76万9千円でございます。以上で、農業グループ関連の説明を終わります。

○前中委員長

はい担当。

○商工観光・林政G総括主査

引き続きまして商工観光林政グループ所管のご説明をさせていただきます。12ページをお開き願います。2款総務費、2項総務管理費、1目町有林管理費、町有林管理事業につきましては、計画的な森林整備を進めるうえで管理事務に188万6千円、新植事業に355万7千円、下刈り事業に148万円、間伐等伐採事業に753万5千円、野鼠駆除剤散布事業に59万2千円、計1千505万円を森林環境保全整備事業補助金で491万7千円、林野基金繰入金550万1千円、一般財源463万2千円で計上しております。

2款総務費、4項庭園のまちづくり事業費、1目ふるさとの森づくり事業費につきましては、緑の植樹事業について、昨年と同程度の広葉樹の樹種の選定、本数を予定しており、植樹事業費として149万8千円、神の子池林道補修事業につきましては、観光客の増加により荒廃が見られる神の子池までの林道について路面状況改善のため107万円の計256万8千円を雑入36万円、一般財源220万8千円で計上しております。同じく2目花と緑と交流のまちづくり事業費、花と緑と交流のまちづくり事業につきましては、住民参加と協働で築く景観づくりを行うため花壇植樹帯整備事業に522万円、都市農村交流事業に172万9千円、ふれあいの散歩道事業ウォーキング事業につきまして42万7千円の計737万6千円をふるさと基金3万円、雑入

20万円、一般財源714万6千円で計上しております。

14ページをお開きください。下から2段目です。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、農林推進事業補助事業につきましては、民有林地の森林整備を推進し、森林経営の安定を図るため、新植事業で519万9千円、下刈事業55万1千円、除間伐事業23万1千円、殺鼠剤散布事業3万7千円の計601万8千円を、未来につなぐ森づくり推進事業費補助金で219万9千円、一般財源で381万9千円で計上してまいります。同じく1目林業振興費、製材等流通整備補助事業につきましては、木材輸送コストが増大している林業事業体の経営安定化のため事業費の2分の1千500万円を限度に2社分1千円を一般財源で計上しております。15ページをご覧ください。同じく1目林業費、林業労働者退職金共済制度補助につきましては、林業労働力確保のため事業主にかかる掛け金補助として延べ228名分の予算214万4千円を一般財源で計上しています。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費商工振興対策事業につきましては、地域商工業の振興及び地域の活性化を目指して事業を展開する商工会、中央商店街協同組合を支援する経費といったしまして、商工会に861万864万1千円、中央商店街協同組合に65万円、各種活動を実施する経費を商工振興事業費補助として675万円の計1千604万1千円を一般財源で計上しております。なお、今年度清里情報交流施設の整備を行うことにより、場所の確保移転の確保が難しいため、例年6月に行っているにぎわいまつりについては、今年度は実施せず来年度に向け検討を行っていく旨を商工会より伺っております。

同じく中小企業融資制度貸付事業につきましては、清里町中小企業融資制度要綱に基づき補助する経費395万円を一般財源で計上しております。同じく店舗出店等改修事業につきましては、地域の優れた資源を活かした新商品の開発や空き店舗の活用による新たな事業者現に店舗を構えている事業者に対し、改修等店舗出店と改修費用の助成を図るため店舗出店2件分600万円、店頭改修6件分600万円合わせて1千200万円を一般財源で計上しております。同じく住宅改修等促進事業につきましては、改修等20件分600万円、新たに解体に係る費用の補助として10件分300万円、あわせて900万円を一般財源で計上しています。

16ページをお開き願います。同じく2目観光振興費、清里町観光計画策定事業につきましては清里町の観光の可能性と方向性を検討し、地域資源を活用した各種事業の実施、環境整備等の指針となる計画を策定するための費用として業務委託料262万5千円を一般財源で計上しております。

同じく2目観光振興費、観光協会補助事業につきましては、特定非営利法人清里観光協会の円滑な運営を支援する経費として501万円、斜里岳登山道整備補助として98万5千円、グリーンツーリズム事業補助として45万円の計644万5千円を一般財源で計上しております。観光協会補助の人件費分につきましては今年度改正予定の情報交流施設へ事務所を移転しての運営となることから1名分の人件費240万円を増額し、事務局長補助分120万円と合わせまして、360万円となっております。

斜里岳登山道整備補助事業につきましては、荒廃が激しい登山道を登山に慣れているガイド協会等のメンバーによる整備を今年も行っていただく経費を計上しております。グリーンツーリズム事業につきましては平成27年度に観光協会にてモニターツアーを行っておりますが、29年度以降の本格実施に向け、28年度も引き続きモニターツアー研修会を行い、準備を整えていくための費用となっております。

緑清荘管理運営事業につきましては、指定管理委託料はなく、給湯配管改修費用247万円、屋上防水改修費用1千664万円、計1千911万円を一般財源で計上しております。屋上防水改修につきましては、2カ年計画で平成28年度に現在のB館とC館の2階部分の屋上部分29年度にC館の1階部分の改修を計画しております。同じく、パパスランド管理運営事業におきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間有限会社パパスさつでの指定管理業務委託となり、平成28年度指定管理業務委託料885万6千円、ポスレジの機械借上料として173万9千円、計1千59万5千円を一般財源で計上しております。

同じく緑温泉施設管理運営事業につきましては、指定管理業務委託料598万円、温泉施設内部改修費用として347万円を一般財源で計上しております。

同じく阿寒国立公園広域観光協議会事業につきましては、昨年7月の常任委員会でご説明させていただきましたが、阿寒国立公園から阿寒摩周国立公園への名称変更に向けて阿寒国立公園所在11市町で広域連携による事業を展開するため広域観光協議会を設立しております。今後11市町の基盤を活かしまして新たな魅力を創出発信することにより更なる国立公園の利用の向上と滞在型観光化を進め、各市町の地域経済の活性化を図るため阿寒国立公園広域観光協議会で連携を行っていくものです。事業分担金につきましては釧路市、弟子屈町が30万円。他9町美幌町、津別町、標茶町、白糠町、小清水町、大空町、中標津町、清里町がそれぞれ15万円の負担となっており、清里町負担分15万円を一般財源で計上しております。

17ページをご覧ください。同じく地域イベント支援事業につきましては、緑のフェスティバル負担金として192万8千円、ふるさと産業まつり負担金として480万2千円ウィンターフェスティバル負担金として30万円を各実行委員会に補助する経費として計703万円を一般財源で計上しております。なお緑のフェスティバルにつきましては、27年度に緑自治会への継続の有無を確認しましたところ、平成30年度までは継続したい旨の説明を受けているところがありますので御報告させていただきます。

同じく3目オートキャンプ場費、オートキャンプ場管理運営事業につきましては、施設の管理運営事業として558万9千円、オートキャンプ場施設塗装事業として270万円をキャンプ場使用料3402万8千円、公衆電話料1千円、一般財源486万2千円で計上しております。キャンプ場につきましては木製の施設となっていることから塗装事業を平成27年度に管理棟大型東屋を実施しております。年次的に28年度にコテージ5棟29年度にバンガロー7棟、30年度に炊事場その他施設を4年サイクルで計画的に実施していく考えであります。同じく4目江南パークゴルフ場費、江南パークゴルフ場管理運営事業につきましては、管理運営事業として739万2千円をパークゴルフ場使用料で178万5千円、電気水道料で4万9千円、雑入で3万円、一般財源552万8千円で計上しております。以上で説明終わります。

○前中委員長

ただ今28年度一般会計当初予算主要施策事業についての提案説明ございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。堀川委員。

○堀川委員

16ページの一番上、清里町観光計画策定事業なんですけども262万5千円という金額が上がっていますけども、外部に委託するってことなんですか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

この関係につきましては、外部委託というところで予算計上させていただいております。

○前中委員長

はい堀川委員。

○堀川委員

ちょっと詳しくはわからないんですけども、こういうのを策定する専門の業者がいるっていうことなんでしょうか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

近隣町は、北海道内のいろんな町村で観光計画作っているところがございます。そちらの方を参考にいろいろ確認したところ、何社かの業者がありまして、JTBだとかぎょうせいもこういう観光関係の部分については計画を作ったり、何社かございます。そういう部分の実績等踏まえながら業者選定をしていきたいというふうに考えております。

○前中委員長

よろしいですか。

○堀川委員

観光計画作っているのは素人考えていると、町が計画を立てたり観光協会とかと連携取りながら立てるものかなというイメージを持っていたんですけども、この262万って金額も結構なものなので、ちょっと疑問に思ったんですけども。これは一般的に普通な状態なんでしょうか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

今委員御指摘のとおり、観光協会、町、それと町民の皆さまとの連携の中で、観光計画をつくり上げていきたいというふうに我々も考えております。町の観光施設、今いろいろございます。それらの実態と踏まえた中でまとめ、そういう部分をこの委託業者の方にお問い合わせをして、整理をしていただくというところでございます。あとは策定委員会なるものも設定をしなければならぬ、その辺も含めた中で28年度中に並行してそのへんを進め、最終的にこの観光計画の素案

をつくり上げていきたいというふうに考えております。

○前中委員長

大丈夫ですか。

○堀川委員

検討できる場所があれば、検討をしてください。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

以前総務企画の方で、私が今後の観光振興計画を、花と緑もそうですし、美しい村の連合への一環として、将来の観光振興計画の中で進めるべきで、大至急振興計画は練ってほしいということで、企画の方にはお話しした経過があるんですけども、いやそれは産業課の方で進めていますと言ったことが、この部分になるのでしょうか。

○前中委員長

はい、産業課長。

○産業課長

今の部分を含めた中で町全体的な部分では、清里町の観光に対する方向性これらの部分をこの中で盛り込みたいと、そして町民皆さんが同じ方向を向いた中でのその観光に対する意識もこの計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

全く次元の違う話なのかなと思っているんですね。自分たちの振興計画をアウトソーシングするなんてとんでもない話なんです。自分たちのできない部分をどうやって埋めていくかっていうのは良いんですけども、基本的な部分をつくってもらって、それからっていうのは、僕は次元が違うんだろうと思っています。まずどこの振興計画を見ても、まず観光に関係している業者がいますね。ここの清里の中で真っ先にその中で話をして、それでどうしてもこれはアウトソーシングの部分はしなきゃいけないって話になると良いんですけども、何もその辺の話あるいはプロジェクトチームをつくるわけでもない、何でもない、それを頭からアウトソーシングするなんていうのは、私は全く次元が違うんだろうなと思うんですけども。振興計画は、産業課で進んでいっていますというお話を私は聞いたんですが、この話ですと全く入り口っていうか、その振興計画は、他に任せましょうっていうスタイルなのかなとしか受け取れないんですけども、それはどうなっているんでしょう。

○前中委員長

はい課長。

○産業課長

今のご意見なんですけど、丸投げという形ではないというふうに思っております。観光計画の部分で産業課の方で取り組んでいるっていう総務の方の答弁があったということなんですけど、この部分について産業課の方でどういう形で持ってくるかというところで、いろいろ協議を内部でさせていただきました。その中で策定委員会もつくりながら、やりましょうっていうところで話になっているんですけども、業者の部分についての今回の業務委託の関係につきましては、調査をやる部分の下準備のところのいろんな資料の取りまとめ、こういう部分を業者の方にお手伝いをしていただくことというふうに思っております。それをもとにしまして、策定委員会の中で具体的な計画をつくり上げていきたいというふうに考えてございます。

○前中委員長

予算審議がありますので、その辺もう少し追及指摘ということで、この場合は委員会ということなんで、改めて28年度予算審議っていう中で議論を深めていただきたいなと思いますので、そのへんご承願したいと思いますので、よろしいでしょうか。はい。他に何か。ございませんか。
議長

○田中議長

ちょっと参考までに3点ほど聞きたいんですけど、林業振興費の退職金共済制度の補助。近年林業に従事する方がかなり減少されて、その中で今回214万計上されているんですけど、何名ぐらいいますか。

○前中委員長

はい産業課長。

○産業課長

延べ人数で228名分ということです。

○前中委員長

よろしいですか。

○田中議長

それとこの商工振興費の補助で商品券事業500万。町側としてはいろんな出産だとか入学だとか見舞金だとかなんかの補助で商品券での補助というのが実施されていると思うんですけど、そういうのが入っているのですか、この中に。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

こちらの商品券事業につきましては12月のプレミアム商品券の部分にかかる町で清里はその分については475万、27年につきましては445万計上させていただいています。それと残りの分がお中元の部分での補助金という形で、合計で500万になっております。

○田中議長

あともう1点。住宅改修事業の上限は30万ってことで、解体もこれは同じ上限が30万って言うことでよろしいですか。

○前中委員長

課長。

○産業課長

解体の部分についても30万円ということで計上させていただいています。

○前中委員長

よろしいですね。他にないですか。

引き続きまして、平成27年度清里町焼酎事業特別会計補正予算第4号について。提案説明よろしくお願いたします。はい担当。

○焼酎G総括主査

それでは平成27年度清里焼酎事業特別会計補正予算第4号の説明をいたします。18ページをお開きください。

総括表の方でご説明させていただきます。総括表の上段、歳入の方をご覧ください。1 財産収入、補正額353万4千円を加えまして、補正後予算額9千25万7千円となっております。こちらにつきましては焼酎等製品の売上好調に伴う増額補正となっております。次に2 繰入金であります。補正額マイナス48万1千円となっております、補正後3千399万7千円となっております。こちらにつきましては人事異動に伴います、繰入対象分人件費そちらの方の精算分、こちらの方で減額という形になっております。次に3 繰入金こちらの方変わらず、4 諸収入につきましては、7万8千円の増で9万3千円となっております。こちらにつきましてはイベント出店助成金等の収入で増えているという形になっております。歳入合計につきましては現計予算額1億2千297万2千円に対しまして、補正額331万1千円を加えまして補正後合計1億2千610万3千円となっております。

総括表の下段、歳出の方をご覧ください。1 総務費、現計予算額5千600万4千円に264万3千円を増額いたしまして、補正後予算額5千864万7千円となっております。内訳につきましては、職員手当等の増額で20万円。これは時間外手当分の増額となっております。同じく職員手当の期末勤勉手当分で4万円、こちら人事院勧告分の増額補正分となっております。合わせて24万円となっております。共済費につきましては、一般職員共済組合負担金の不用額及び臨時職員社会保険料の不用額合わせまして45万6千円の減となっております。賃金につきましては

は、臨時事務職員賃金の不用額25万5千円となっております。臨時事務職員につきましては9月に補正予算を組まさせていただきましたが職員の方20日以上ということで雇用を想定して職員を探していたんですが、なかなか見つかりません。実際問題扶養等の関係で月14日程度の雇用の方を雇用したという形になりまして不用額が生じたという形になっております。次に需用費であります、事務用品購入のため消耗品の増額、配線などの修理するための小破修繕料の増額としておりまして合わせて12万4千円となっております。役務費につきましては通信運搬費売り上げ増に伴います送料の増で66万円の増額とさせていただきます。委託料につきましては執行残1万9円の減額、使用料及び賃借料につきましては印刷機使用料の増額、こちらの方と会場使用料及び機械借上げ料の減額で、併せて5千円の増額となっております。負担金補助及び交付金につきましては一般職員退職組合負担金の率の確定に伴う不用額となっております。公課費につきましては消費税の申告の確定に伴いまして25万円の増額また酒税につきましては売り上げ増に伴う酒税の増といたしまして264万9千円としておりあわせて289万9千円の増額となっております。

次に2製造費でございますが、現計予算額6,693万8千円に48万8千円の増額を行いまして、補正後予算額6千742万6千円となっております。内訳といたしましては、共済費2万3千円の不用額の減額、賃金250万円の減額となっております。こちらの賃金につきましては製造及び瓶詰臨時職員こちらの方の賃金であります、まず、当初の予定どおり臨時職員がなかなか募集に集まらなかったこと、これにより製造等の工程がかなり圧迫したわけですが、加えて扶養や保険等こちらの関係で月の出勤日調整日数の調整を行ったことによりまして、不用額が生じております。需用額につきましては資材購入といたしまして275万円の増額としております。売上好調のミニセットやキャップ等の資材こちらの方も不足しておりまして、その分の購入費用としております。印刷製本費については30万円の減額、光熱水費につきましては電気料金の上昇、あと生産ラインの稼働増による電気料の増となっております、50万円の増額となっております。修繕料につきましては製造ライン等の機器の修繕、小破修繕としまして30万円の増額を計上しておりまして合わせて325万円の増額としております。原材料費及び備品購入費負担金補助及び交付金につきましては執行残となっております。3の公債費には変わりがないので現計1億2千297万2千円に313万1千円を増額いたしまして、補正後予算額1億2千610万3千円となっております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今平成27年度の清里町焼酎事業特別会計補正予算第4号についての提案説明がございました。各委員より質疑をたまわりたいと思います。よろしいですか。続きまして、平成28年度清里町焼酎事業特別会計予算について。提案説明よろしくお願いいたします。

○焼酎G総括主査

平成28年度清里焼酎事業特別会計予算につきましてご説明いたします。19ページの方お開きください。

上段、総括表の方の歳入の表をご覧ください。1財産収入につきまして、本年度販売好調のため来年度も売り上げ見込みを増額いたしまして、前年対比1千854万8千円の9千307万2千円としております。2繰入金につきましては一般事務職員の人件費繰入1千905万8千円と

樽等備品購入分といたしまして528万7千円、一般共用5号車の管理経費分として52万3千円、合わせまして2千486万8千円で前年比676万1千円の増額となっております。繰越金諸収入につきましては前年同額のそれぞれ30万円1万5千円となっております、歳入合計前年比9千294万6千円の増で、1億1千825万円5千円となっております。

続きまして下段の表歳出でございます。1 総務費につきましては、前年対比431万円の増で5千772万3千円。製造費につきましては2千999万9千円の増で6千50万2千円、公債費は前年同額3万円となっております、合計で1億1千825万5千円となっております。

歳出の内訳といたしましては、こちら20ページの方をお開きください。款別性質別節別予算分類表となっております。表の上の方こちら人件費の方でございますが、一般職員の人件費といたしまして、給料、職員手当共済費負担金補助及び交付金、合計で2千997万5千円。前年比60万円の増となっております。これは来年度の機構改革での管理職分を含む4名分の予算分となっております。

中段は物件費となっております。まず、総務費の方からご説明いたします。縦計平成28年度予算縦計の総務費の方をご覧ください。総務費は物件費の方では焼酎販売事務事業、施設維持管理事業、車両管理事業の3事業がございます。賃金につきましては休日等の施設管理の臨時職員分といたしまして前年同額の92万3千円。報奨金につきましては販売報償金といたしまして、前年同額16万円。旅費につきましては前年比6万6千円増の83万2千円としております。需用費、消耗品につきましては3事業合わせまして先ほどの焼酎販売事務事業、施設維持管理事業、車両管理事業の3事業合わせまして59万円で14万9千円の増となっております。燃料費につきましては施設の灯油、車両の燃料といたしまして6万5千円増の35万8千円、食糧費は変わらず1万円、印刷製本費は前年対比で9万円増の57万3千円となっております。これはパンフレット、ポスター封筒等の印刷分の増となっております。修繕料につきましては38万3千円増の63万8千円としておりまして、これは老朽化や小破部分の修繕費用としております。需用費合計216万9千円としており、前年比68万7千円の増となっております。

役務費につきましては通信運搬費、前年同額の365万1千円。手数料、製造責任保険料、車両保険料で合計601万8千円となっており、前年比7千円の減となっております。

委託料につきましては電気保安業務、消防設備点検、汚水汚物処理、施設維持管理等の委託料に対しまして105万4千円で前年比5万4千円の増となっております。

使用料及び賃借料につきましては昨年度リースを行い始めましたコピー機兼FAX機リース料として43万円を計上しております。

負担金補助及び交付金につきましては、展示会等への出展負担金、会議負担金などで12万4千円となっております。公課費につきましては消費税分前年比17万6千円の増で280万円。酒税は前年比232万8千円の増で1千321万1千円。それと自動車重量税の1万7千円合わせまして、1千602万8千円となっております。

続きまして製造費でございます。縦計の2列目製造費の方をご覧ください。共済費につきましては臨時職員分社会保険料といたしまして前年比27万6千円増の、61万1千円で、これは本年度1名でした、月20日雇用の臨時職員が2名となるために増となっております。賃金につきましては、本年度25キロリットル製造から40キロリットル製造へ製造数量の増、出荷量の対応を出来るようにするための増といたしまして、平成28年度は1千93万5千円で、昨年度より436万1千円の増となっております。

消耗品は前年当初予算費828万1千円の増額で2千423万8千円としております。これは売り上げ増に伴います瓶やキャップ等消耗資材消耗品の増が見込まれるという形になっております。

印刷製本費につきましては、前年当初予算費で107万7千円の増額で637万5千円としております。こちらも消耗品と同様に売り上げ増に伴います資材消費の増が見込まれるためとなっております。

燃料費につきましてはボイラー稼働のため重油等となっておりますが、単価の方が現段階で下がっているということで32万2千円減の108万7千円となっております。

光熱水費は逆に電気料金の単価アップによりまして25万2千円の増で228万円。修繕料につきましては55万6千円の増の129万6千円で製造機器類の修繕の他、木樽の焼き直し修繕、こちらの方も行ってまいります。需用費合計では3千605万9千円で984万4千円の増額となっております。

役務費につきましてはボイラーの点検手数料や汚泥引き抜きの方で8万円増の76万1千円となっております。

原材料費は681万8千円としておりまして、製造数量が25キロから40キロに増加することによる原材料購入のため335万5千円の増となっております。

備品購入費につきましては木樽10個あとポンプ類の購入といたしまして、528万7千円を計上しております。

負担金補助及び交付金は前年同額の3万1千円で、6千50万2千円としておりまして、前年比2千99万9千円の増となっております。公債費の変動もなく歳出合計前年比2千530万9千円の増で1億1千825万5千円となっております。

続きまして来年度の販売製造計画につきましてご説明いたします。21ページ、こちらの方お聞きください。1製造計画であります。本年度25キロリットルの製造計画でありましたが、来年度につきましては40キロリットルを予定しております。仕込み改正につきましては22回。本年度14回でした。じゃがいもにつきましては、1回あたり約1千400キロ大麦につきましては、約1千キロを使用する予定となっております。原料使用料じゃがいもで3万800キロという形になっております。

販売計画につきましては、各度数ごとに積算を行っております。販売本数、販売数量、販売額とそれぞれありまして、構成比率は販売額に対しましての比率となっております。販売数量につきまして一番多い度数は25度製品、こちらの方でありまして65キロの中で48キロリットルほど占めまして販売数量全体の74%ほどを占めております。販売数量65キロリットルで9千307万1千円となっております。年度別製造販売数量では平成19年から平成26年度までの数量を記載してあります。平成27年度見込みといたしましては、製造数量25キロリットル、販売数量65キロリットル、来年度持ち越しの在庫数量は、差し引き313キロリットル程度となる見通しとなっております。以上で説明終わります。

○前中委員長

ただいま平成28年度清里町焼酎事業特別会計予算についての提案説明ございました。各委員より質疑をたまわりたいと思います。何かございませんか。河口委員。

○河口委員

よく理解していなかったのかもしれないですけど、単純に今年度27年度焼酎特別会計補正予算表の中で補正後予算財産収入9千25万7千円ありますね。製造費の方が6千742万6千円となっています。28年度の財産収入が9千300万だから300万ぐらい多いですよ。製造費の方がむしろ700万ぐらい少ない。今年よりも28年度は製造は増えているから、製造費は増えるけども、実際は700万減るっていう部分の説明ってどこを見れば良いかなと思ひまして。

○前中委員長

わかりました。製造費の部分が減額になっているという指摘なんですけども 課長。

○産業課長

この関係につきましては、製造費の部分では27年度繰入金で1クール分の瓶の購入経費を繰入していただいている部分で、その分の経費が製造費には27年度ではその分が含まさっていて28年についてはその分が落ちるという形で実質700万程度の数字が減となっているということでご理解をいただきたい。

○前中委員長

河口委員どうぞ。

○河口委員

今の件ですね、27年度の部分の数字っていうのは、ここに書かれている比較は全然比較にならないんだと思うんです。みなさんが27年の非常に頑張っていたいて、これだけ上がってきている。単純に製造費の700万落ちているのは補正で900万ぐらいでしたか、その部分が28年は要らないんだよっていう話で理解して良いのか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

今のご意見のとおりでして27年度については1クール分のお金を先にいただいているという部分ございますので、その分が少なくなっているということでご理解いただけると。

○前中委員長

はい、加藤委員。

○加藤委員

焼酎の事業きりないんで、本会議にしたいと思うんですが。今の課長の答弁をそのまま鵜呑みにしちゃつと、前年度で買っている訳だから、29年度分また28年度に買うんでしょう。その財源足りなくなるんじゃないですか。いろんな事が出てくるんで、本会議の中での予算審議の中でやります。

○前中委員長

はい課長。

○産業課長

27年度に入れていただいた分といいますか、この分については、次年度の4月から7月までの分について当初の予算ではギリギリの本数でしか見てなかったという部分で、その4月から7月の分のところが足りないという部分で先入れという形になっております。その部分で、今回この分戻入する形になれば、また足りないというお話になろうかと思うんですが、今とりあえず計上させていただいておりませんので、その分については徐々に在庫の本数は減っていくという部分でありますけれども、一気になくなるということではございませんので、来年もしかしたら途中で補正になるか、次の年に補正となるかそのへんはあろうかと思っております。

○前中委員長

今説明27年度の予算との関連性の説明だと思っております。その部分で製造費は御承知のとおり修正をかけた経過もございまして、ここの中に上がってきて計上されていると。27年度中の補正で製造費上がってきて積み上げてきたのかなと思っておりますので、その金額がかなり大幅に上がっている、こういう数字は否めないのかな。その後いろいろ、多分、その製造費の部分で25キロから40キロに伴ったその製造費の増加ということでこのような形の提案かなと思っております。あとはまたいろいろ細部あると思っておりますんで、時間もかなり差し迫っております。まだ1課ありますんでもし最後もう一言や時間の中で質疑があればちょっと受けたいと思っておりますけど。とりあえず焼酎会計はこういう形でよろしいですか。はい河口委員。

○河口委員

いろんなことで質問させていただいている焼酎の件なんですけど、やはり将来を考えた時に、材料のところから製造と販売までを一貫したシステム化されないと僕はだめなんだろうと思っております。その都度その都度の対応では無理なんで。今後将来に向けたあるいは担当者もどんどん変わっていく、その中で材料の部分から販売、そして顧客管理の部分までしたシステムをぜひ予算って言いますか、そのへんを出していただきたい。我々はその都度その都度やっていた。ずっと繰り返しになってくると思うんですね。誰が見てもすぐ解って、どこを改善すれば良いかまでわかるシステム化されていかないと駄目だ。

それと今回は観光交流センターが出来てきます。これはリンクしないといけない。求めるところの顧客は一緒なんで、ここを含めたトータルとしたシステムの計画をぜひやっていただきたい。なかなかそれは聞いてもらえないんだと言うことのようにですけど、そんなことでは1歩も先に進んでいかないんだらうと思っております。誰が見てもこれはどこに問題があるのかということがきちんと把握できるシステム化がされていかないとだめなんだと思っております。ぜひその辺の予算計上をしていただきたい。

○前中委員長

課長。

○産業課長

ただ今御指摘の部分システムの部分、これらの部分については進めていかなければならないと我々も思っています。それと旧レストハウスの施設の関係、これらも含めた中で連携をしながら事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○前中委員長

よろしいですか。はい全体を通して何かございませんか。それでは産業課所管の案件を全て終了したいと思います。本日は大変ご苦勞さまでした。

それでは保健福祉課提案がございますので、説明のほどよろしく申し上げます。保健福祉課長。

○保健福祉課長

1 番目の清里町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして担当より説明させます。

○前中委員長

はい担当。

○福祉介護G主任

清里町介護保険条例の一部改正について説明いたします。1 ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、介護保険料減免の適用対象範囲を拡げるために、減免対象要件に町長が特に必要と認める者を追加いたします。この追加により具体的に想定される対象者は、行方不明で生死が不明の者、監獄労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているもの。以上のようなケースが減免対象として想定されます。昨年行方不明になって生死が不明な方のケースが実際に起こったため、今回の改正によりそういったケースの方が出た場合の対応を出来るように条例の整備をいたします。以上で説明を終わります。

○前中委員長

何かご質問ございませんか。なければ、②清里町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明よろしく申し上げます、課長。

○保健福祉課長

これにつきましては法令の改正によるものでございますが担当よりご説明申し上げます。

○前中委員長

担当。

○福祉介護G主任

清里町指定地域密着型サービス事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。3 ページをお開きください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行により、介護保険法等の関係法が改正され、地域密着型通所介護の創設に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことにより、清里町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、指定地域密着型、通所介護に従事する従業者の基準やサービスにかかる居室の床面積などを国の基準に基づき定めております。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま清里町指定地域密着型サービス事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明がございました。委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。それでは③清里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明願います。はい課長。

○保健福祉課長

先ほど先に説明しました、一部改正条例。これにつきましては要介護度1から5にかかる部分について今度この度説明する部分は、要支援1にかかわる部分ということで、平成26年度に策定しました清里町の条例も介護度で2つに分かれている。目的としてはそのサービスを行う事業者の事業の人員や設備に関する基準を定めているものということで変わりませんが、対象が違うということで2つに分かれているところをご承知いただきたいと思います。今回改正になりますのも先ほどと同じ法律の改正による制度改正ということで定めておりますので、具体的には担当よりご説明申し上げます。

○福祉介護G主任

清里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。49ページお開き願います。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行により介護保険法等の関係法が改正され、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことにより指定地域密着型介護予防サービスの事業に関して地域との連携についての規定や記録の整備の規定などを国の基準に基づき、新たに定めております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今ご説明ありました。委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。無いようなので④平成27年度一般会計補正予算保健福祉課所管分についての提案説明よろしく願います。課長。

○保健福祉課長

今年度の一般会計の補正予算保健福祉課所管分ですけれども、順次続けて説明をさせていただきますので御理解をいただきたいと思います。担当より御説明申し上げます。

○前中委員長

はい担当。

○福祉介護G主幹

それでは、一般会計補正予算保健福祉課所管分について。私からは福祉介護グループ所管分について説明をいたします。56ページをお開き願います。

まずはじめに、2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費の老健介護報酬余剰金積立事業につきましては、介護老人保健施設利用料実績見込みによる減額として、基金積立金2千165万6千円を減額補正するもので、財源につきましては、その他の財源として介護報酬収入2千165万6千円を減額補正するものです。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の臨時福祉給付金事業につきましては、申請者数の減によりまして238万8千円を減額補正するもので、財源につきましては、国庫支出金を238万8千円減額補正、一般財源にて5万3千円を増額補正するものです。

次に2目障害者自立支援費の障害者自立支援事業費につきまして、各障害者自立支援事業の利用者数見込み変動によりまして、1千208万7千円を減額補正するもので、財源といたしまして、国庫支出金で876万7千円の減額。道支出金にて586万8千円の減額。一般財源にて592万6千円を減額補正するものです。

次に4目老人福祉費、介護老人保健施設きよさと指定管理委託事業につきましては、今年度の老健運営委託料の実績見込みにより、157万1千円を減額補正するもので、財源といたしまして、その他の財源として1千726万円の減額。一般財源として1千568万9千円を増額補正するものです。

次に同じく老人福祉費、介護特会給付費繰出事業につきまして、給付費の増及びシステム改修に伴いまして、156万9千円を補正するもので財源として、国庫支出金3千円。道支出金1千円、一般財源にて156万5千円を補正するものです。

次に同じく老人福祉費、ケアハウス建設工事基本設計業務委託事業につきましては、基本設計委託業務委託契約による残額302万8千円を減額補正するもので、財源としては一般財源302万8千円を減額補正するものです。次に57ページをご覧くださいと思います。

同じく老人福祉費、年金生活者支援臨時福祉給付金事業につきましては、今年、国の平成27年度補正予算に基づく施策の一環として低所得の高齢者等を支援するために本事業が実施されることとなりました。この資料58ページをご覧くださいと思います。本事業の実施要綱案です。この要綱は国の示しました要綱案に基づき制定する予定でありまして、事業の目的としては第1条に1億総活躍社会実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年度前半の個人消費の下支えにも資するように実施する低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業について定められております。本事業の対象者と給付金額は、63ページをご覧ください。63ページ、別記（第2条及び第8条関係）支給対象者に定められておりまして、支給対象者に1人に付き3万円を支給し、3万円を支給するとし、本年度行いました

臨時福祉給付金事業の対象者の内、平成28年度中に65歳以上になるものについて支給することとなっております。それでは57ページに戻っていただき、このことによりまして、今回本事業に係る事務費及び事業費について1千848万7千円を補正し、財源としましては国庫支出金1千848万4千円、一般財源にて3千円を補正するものです。

次に2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、児童手当支給事業につきましては、当初概算に見込んでおりました対象児童より児童数が少なかったことから370万5千円を減額するもので、財源としましては国庫支出金を199万円の減額、道支出金を60万3千円の減額、一般財源111万2千円を減額するものです。

以上で福祉介護グループ所管分の説明を終わります。

○前中委員長

はい担当。

○保健G総括主査

続きまして、保健グループ所管の補正予算についてご説明いたします。57ページになります。1点目、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費ミニドック事業200万円の減額は、今年度の検診事業がすべて終了しましたので検診受診者数の実績によりまして、委託料を減額するものでございます。財源内訳は道支出金が5万7千円の増、その他財源が24万5千円の増、一般財源が230万とんで2千円の減となっております。

2点目、同じく2目予防費予防接種事業100万円の減額は、今年度の予防接種事業の実績見込みから委託料を減額するものでございます。

3点目、5目保健福祉総合センター費、保健センター管理事業200万円の減額は、センター施設の燃料A重油の単価の変動による燃料費の不用額を減額するものでございます。特定財源のその他財源318万2千円を減額、一般財源118万2千円の増額となっております。

4点目、同じく5目保健福祉総合センター費、保健福祉総合センター冷房設備更新事業118万2千円の減額は、冷房設備更新工事に係る入札執行残額を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

ただ今説明申し上げました民生費、社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業につきましては、全額繰越して、28年度での執行ということで、費目として最終的に繰越明許費、繰り越し明許事業ということで予定しております。北海道から得た情報によりますと、今年度には補助申請それから補助指令ということが行われず、年が明けてからということで情報を得ております。

それで58ページの要綱の下にあります第5条この低所得の高齢者向けの給付金にかかる町の受付は、平成28年5月1日からということで、とりあえず要綱としては5月スタートを謳っておりますが、これにつきましても国の制度設計によって、要綱を改正しながら、なるべく早くス

スタートをしていきたい。国から28年度事業補助申請を受けて、補助指令をするということを行っています。4月1日からできれば良いですが、叶わないということで、こういった要綱になっているということでご理解いただきたいと思います。

○前中委員長

各委員より何か質疑ございませんか。池下委員。

○池下副委員長

56ページ、上から二段目、臨時福祉給付金申請による予算307万円ありまして減額が238万とは、ほとんど使われていないのではないかと、内訳はどうふうなことですか。

○前中委員長

担当。

○福祉介護G主幹

ほとんどが一人当たり6千円の事業費ということで、予算が組まれておりました。全体で850名分予算をとりましたが、実績としましては451人の方、申請給付と451人の支給となりました。従来いろいろと広報チラシ折り込み等でまた民生委員さんとか力を得ながら、周知活動に努めておりましたが、昨年の臨時福祉給付金と同じぐらいの概ね50%強の給付で終了しております。池下委員。

○池下副委員長

これは、半数が申請してないというふうな捉え方ですけど、これ今後どういうふうなことを想定して進めていこうとしているのか。それとも半分しかないから今後やめようと思っているのか、その辺はどうですか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

この事業につきましては、消費税率の5%から8%アップということで、国が逆進性の緩和措置として10%に上がる際には抜本的な対策を打ちます。今言われているのは、軽減税率ということですけども、それまでのつなぎ8%ということで、補助事業として行っているものです。これにつきましては、国の制度に沿って実施をしていきたいというふうに考えております。御指摘の受給率が低いということにつきましては、広報活動、それから民生委員さん力を借りて、なかなか理解の難しい介護認定を受けサービスを受けていらっしゃる方については、施設入所の方については施設の御支援をいただいて、在宅にいる方についてはホームヘルパーの支援をいただきながら広報等を行ってきたところであります。これについても制度が続く限りやっていきたいという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

確かに申請という形なんですけども、反対にこの230万が上手く配付できて、それが何かの購買につながれば、ここの町の施設の経済効果になるだろうと思いますんで、その辺はどういう形が望ましいかは別として、広報活動は1つ大事なことになるかと。反面これがそのまま経済効果につながることもないだろうと思いますので、どうして申請がないのかという理由をどこまで詰められているのかが疑問。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

国の補助事業であり単独事業ではありませんことをご理解いただきたいと思います。知らなかったということがないということで、できる限り周知活動をやってございます。6月広報折り込みチラシで、まずこういった事業がありますよということを御案内しました。7月号の広報には申請書を折り込む形でご案内し、8月15日のお知らせ、9月15日のお知らせ、12月1日の広報ということで都合5回広報等を使つての周知ということでありまして、先ほど申し上げましたようにいろんな組織の力を借りながら周知をしている。難しいということではあると思いますけれども、とりあえず相談をしてみたいというような事でやらしていただいております。御理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

よろしいですか。他に何かあれば。それでは⑤平成27年度清里町介護保険事業特別会計補正予算第3号について、提案説明。課長。

○保健福祉課長

これにつきましても実行補正ということでございますんで、介護保険担当よりご説明申し上げます。

○福祉介護G主任

平成27年度介護保険事業特別会計の補正予算について説明いたします。65ページをお開き願います。現在、現計予算額の合計が歳入歳出ともに、4億4千451万2千円でございますが、899万9千円を減額し、4億3千551万3千円で補正後予算を計上しております。

続きまして、66ページをご覧ください。補正予算概要で事業内容を御説明します。総務費、介護認定審査会費につきましては新規認定申請者の増により6万5千円をその他財源で計上しております。介護給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費につきましては4月から1月審査分までの実績から2月3月審査分を推計し、居宅介護サービス給付費負担金の減、福祉用具購入費、介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費負担金の増を相殺し、マイナス74

2万円、40万2千円を国庫支出金で、169万5千円道支出金でマイナス208万3千円、その他でマイナス710万2千円、一般財源で8万8千円で計上しております。

介護給付費、介護サービス等諸費地域密着型介護サービス給付費につきましては、4月から1月審査分までの実績から2月3月審査分を推定し、100万円を一般財源で計上しております。保険給付費、介護サービス等諸費、施設介護サービス給付費につきましては、施設介護サービス4月から1月審査分までの実績から2月3月審査分を推計し、その結果により200万円を減額し、国庫支出金35万4千円、道支出金マイナス62万6千円、その他でマイナス217万3千円、一般財源で44万8千円で計上しております。

介護給付費、介護サービス等諸費、審査支払手数料につきましては、同じく4月から1月審査分までの実績から残りの分の審査分を推計し、2万5千円を国庫支出金1万9千円、その他で6千円計上しております。地域支援事業費、介護予防事業費につきましては、4月か1月までの実績に基づき残りの分を推計し、あわせてマイナス20万1千円をその他財源で計上しております。

地域支援事業費、包括的支援事業費、任意事業費につきましてはこちらも同じく4月から1月まで実績に基づき、2月から3月を推計し成年後見制度利用見込減によりマイナス48万6千円を、国庫支出金マイナス25万1千円、道支出金でマイナス12万2千円その他でマイナス11万3千円で計上しております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

各委員より質疑何かございませんか。よろしいですか。それでは平成28年度一般会計当初予算主要施策事業保健福祉課所管分について。説明願います。課長。

○保健福祉課長

これにつきましても担当より随時説明したいと思います。

○前中委員長

担当。

○保育子育てG総括主査

保育子育てG事業として御説明いたします。67ページをご覧ください。1款総務費、1項総合戦略費、1目総合戦略費事業費につきまして、出産祝い金支給事業についての計上になります。内容につきましては、清里町の次世代を担う子どもの誕生を祝するとともに子育てに要する経済的負担の軽減を図るための支給となります。対象者は、清里町に出生した新生児で清里町に住所を有するもの、支給額は5万円となります。事業費といたしましては、175万円を計上いたします。

次に同じく乳幼児紙オムツ用ごみ袋支給事業についての計上になります。内容といたしましては、乳児を養育する保護者に紙オムツ用のごみ袋を支給することにより、子育て家庭への経済負担軽減と育児不安を抱える保護者の早期発見、早期支援に繋がっていきます。対象児は0歳児から2歳児未満児で支給時期としましては、新生児訪問時3~4ヶ月検診6~7ヶ月検診、1歳6ヶ月健診の4回に分けて、直接支援センター職員が配布いたします。事業費といたしましては、20万4千円を計上いたします。保育子育てGからは以上です。

○前中委員長

担当。

○福祉介護G主幹

続いて、子育て支援保育料補助事業につきましては、中学生以下の児童第一子として勘定した第2子以降の子どもが幼稚園及び保育所に入所されている保護者の費用負担を軽減するため、保育料の2分の1をきよさと商品券で補助する費用735万3千円を計上し、財源といたしましては、一般財源にて計上しております。

○保健G総括主査

続きまして、次の事業助成事業でございますが、人工授精や特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とし、特定不妊治療に対する助成金を90万円、人工受精に対する助成金を60万円、合わせて150万円予算計上しております。特定財源でございますが、150万円はその他となっておりますが、基金の誤りです。大変申しわけありませんが、訂正お願いいたします。子ども子育て基金繰入金となっております。

○福祉介護G主幹

次に福祉医療従事者人材確保事業につきましては、今年度まで実施してまいりました要綱をさらに充実したものとするために改正し、新卒雇用者は1人に付き2万円を3万円に、継続して雇用した場合は、翌年1万円を2万円に、さらに翌々年度も引き続き雇用した場合は新たに1万円を補助するもので、事業費168万円を一般財源にて計上しております。

次に、妊婦の歯科健診事業でございますが、妊娠中はホルモンの影響によって、齲歯や歯周疾患を発症しやすくなるため、早期に発見し治療に結びつけ、妊婦の口腔衛生の状態を健全に保つことにより、胎児の健全な発育を図ることを目的とし、歯科検診業務委託料13万7千円を予算計上しております。

次に、68ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきまして、まず1つ目社会福祉協議会補助事業につきましては、社会福祉法人補助要綱に基づき、事務局社会福祉費活動専門員の人件費の全額及び事務局書記分の人件費の4分の3に係る費用、総額883万6千円を一般財源で計上しております。

次に難病者等通院交通費扶助事業につきましては、障害者や特定患者の経済的負担を軽減するために、通院通所に係る交通費の助成を行うもので、200万円を一般財源にて計上しております。

次に、高齢者等の暖房費等支援事業につきましては、高齢者世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯に及びひとり親世帯の中での生活困窮者に対し、冬の生活に欠かせない暖房費等の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に対象世帯1件に対し、1万円をきよさと商品券に交付するもので、200万円を一般財源にて計上しております。

次に、高齢者等の除雪困難者に対する支援事業につきましては、高齢者等が冬期間の日常生活を健全で安心して営むことができるよう、私道除雪が困難な箇所の除雪を行うもので56万円を

一般財源にて計上しております。

続いて2目障害者自立支援費の障害者生活支援事業につきましては、地域社会における障害者の総合的な支援対策を行うため、1億1千622万4千円を計上し、財源としましては国庫支出金から5千812万9千円、道支出金から2千906万1千円。一般財源から2千903万3千円にて計上しております。

次に3目、69ページ。福祉サービス事業費の福祉サービス事業につきましては、高齢者に対する介護予防サービスや高齢者、障害者、難病者等に対して、各種在宅生活支援を実施するための費用として、535万5千円を計上し、財源につきましてはその他の財源。個人負担で80万4千円、一般財源で455万1千円にて計上しております。次に、福祉入浴事業経費補助事業につきましては、福祉入浴券に係る温泉入浴を利用料金の2分の1と温泉管理者に補助するもので、152万3千円を一般財源にて計上しております。

次に、4目老人福祉費、介護老人保健施設きよさと運営事業につきましては、指定管理者である清里町社会福祉協議会に運営委託する費用3億2千20万1千円を計上し、財源といたしまして、その他の財源、介護報酬収入と老健使用料で計上しております。続いて最後に、2目児童福祉費、1目児童母子福祉費の児童手当支給事業につきましては、児童手当給付事業として国の制度に則り、手当の支給を行うもので、6千22万円を計上し、財源といたしまして国庫支出金で4千133万6千円、道支出金で944万1千円、一般財源にて944万3千円を計上しております。

以上で福祉介護Gの所管分の説明を終わります。

○前中委員長

次担当。

○保育子育てG総括主査

70ページをご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費につきましては、清里保育所冷暖房設置工事についての計上になります。事業の内容といたしましては、1～2歳児の気温が高い時期の熱中症対策及び冬場の2歳児保育室の保温のため、42万円を計上いたします。

款項目を同じくいたしまして、清里保育所の臨時保育士雇用事業を計上いたします。内容といたしまして、発達に問題を抱える子供の受け入れ及び配慮する子供の安全と適切な保育環境を整えるための臨時保育士の保育士の雇用として229万6千円を計上いたします。

同じく、清里保育所備品購入事業としまして保育所お遊戯室に空気清浄機を2台設置いたします。内容といたしまして、全園児が集まる場所の空気の潤いとウイルス対策インフルエンザ対策といたしまして19万円を計上いたします。

同じく、札弦保育所フェンス補修工事の計上になります。内容といたしまして、札弦保育所西側フェンスの除雪による損傷部分圧雪除雪による損傷部分の補修ということで179万3千円を計上いたします。

また款項目を同じくいたしまして、札弦保育所備品購入事業です。保育所お遊戯室に空気清浄機を2台設置いたします。同じく全園児が集まる場所の空気の潤いとウイルス対策インフルエンザ対策といたしまして、19万を計上いたします。

次に3款2項を同じくしまして3目子育て支援センター費につきまして、子育て支援センター冷暖房設備工事の計上になります。事業の内容としましては、夏期の暑さ対策と冬期の暖房の補助としてエアコンを設置いたします。工事請負費としまして53万円を計上いたします。

同じく子育て支援センター備品購入費といたしまして、インフルエンザとウイルス対策のため空気清浄器を設置するとともに防災カーテンの更新を行いたいと思います。13万8千円を計上いたします。

○保健G総括主査

続きまして、保健G所管分につきまして説明させていただきます。71ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費24時間電話健康相談サービス事業でございます。夜間休日の急病やけが救急要請や応急処置などの相談に、医師や看護師が24時間電話で助言をすることで安易な救急要請の抑制、町民の健康と安全安心な生活の確保を図ること目的としております。24時間電話健康相談サービス事業委託料として111万5千円を計上しております。

次に、同科目救急医療体制づくり事業でございます。町の救急医療体制整備のため、近隣の医療機関との協力体制を確立するため、平成23年度より実施しております継続事業で各町の一次救急の整備状況、人口、救急搬送件数等により委託料、網走医師会で92万3千円、斜里町国民健康保険病院57万3千円、小清水赤十字病院63万8千円合計213万4千円を計上しております。

次に2目予防費でございます。各種検診事業につきましては、高血圧や高脂異常症、糖尿病などの生活習慣病を未然に防ぐための特定健康診査をはじめ、がんの早期発見と早期治療を図るための各種がん検診やピロリ菌検査、肝炎ウイルス検査、脳ドック検診などと各種検査を実施いたします。また、女性特有のがんであり、乳がんと子宮がん検診、さらにはエキノコックス症検査などを実施いたします。これらの検診事業に係る所要額として1千109万7千円を計上しております。特定財源の道補助金47万5千円は健康増進事業補助金、その他財源。142万7千円は、雑入、各種検診徴収金でございます。

次に、予防接種事業につきましては、予防接種法に基づく定期接種と予防効果の高い任意のワクチン接種により、子供たちの健やかな成長と高齢者の健康維持を図ります。なお、4月から日本脳炎が定期接種となりますと共に任意性主としてB型肝炎にかかる接種費用の2分の1を助成を行います。この予防接種事業の所要額として1千723万5千円を計上しております。特定財源の20万円は、その他となっておりますが、先ほどと同じで、こちらも資金の誤りです。申しわけありませんが訂正をお願いいたします。子ども子育て基金繰入金となっております。

続きまして、72ページをお開きください。予防費、母子保健事業につきましては、安心して子供を生み育てる母子保健の推進のため、乳幼児健診、保健指導、両親学級等の開催と共に妊婦健診にかかる費用助成等を行います。これらの所要額として、534万円を計上しております。特定財源国庫支出金7千円及び道支出金7千円はともに子ども子育て支援交付金でございます。

次に、心の健康づくり事業ですが、精神保健の講演会や臨床心理士による相談事業を実施することにより、精神障害者やその他適応障害の早期発見を行い、心の健康の保持増進を図ることを目的として報償金9万円を計上しております。

続きまして、5目保健福祉総合センター費、保健福祉総合センター管理事業でございます。介

護老人保健施設、診療所保健センターの3施設を複合した保健福祉総合センターの維持管理運営を行う所要額を計上しており、過去の実績を基に3千279万5千円を計上しております。特定財源のその他財源の2千216万2千円は、医師住宅使用料雑入の電気水道料及び燃料費等の収入でございます

次に、発電機設置事業でございます。停電時における介護保険施設と診療所の機能保持を図るため、また地域防災力の強化の推進のため、保健福祉総合センターに非常用発電設備を設置いたします。設置工事費として、7千700万円を計上しております。特定財源の地方債、6千600万円は非常用発電整備事業債、機器1千100万円は公共施設整備基金繰入金でございます。

最後に、冷房設備更新事業でございます。保健福祉総合センターのマルチ冷房設備を年次ごとに更新するもので、28年度は、診療所の1台を更新いたします。あわせて、診療所の待合室と事務所に冷房設備を設置いたします。工事請負費として1千629万円を計上しております。特定財源の基金1千620万円は公共施設整備基金繰入金でございます。以上で説明を終わります。

○保健福祉課長

以上で保健福祉課所管分の一般財源主要施策調べ説明でございますが、73ページから以降につきましては、これら新たな要綱を持って執行する事業についての要綱規定でありまして、前回の常任委員会で事業概要を説明させていただいたものです。本日は説明を省略させていただきたいと思っております。

○前中委員長

一般会計当初予算ということでございます。前回の委員会でも、新規事業に関してはかなり説明がありますので、それ以外の項目で質疑を受けたと思っておりますのでよろしく申し上げます。何かございませんか。堀川委員。

○堀川委員

72ページ発電に設置事業なんですけども、7千700万円なんですけども、これはあくまでも非常時のために発電機を設置するということですか。それとも普段から発電をさせるということですか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

この事業につきましては、26年度に設計という予算をいただきまして設定したものでございます。その際に設計が上がったあとに事業概要を説明させていただきましたとおりのものということで、これにつきましてはあくまでも非常用電源ということになります。災害等による停電時に自動起動をするという形のものでありまして、診療所、老健保健センターの電源を賄いますが、あくまでも非常用電源設備ということで、復電後は節電、といいますが、不要不急の電気は人手で遮断をした上で、必要最低限の電源を確保しながら、燃料を数日間の支援に耐えられるようにというような構想のものでございます。

○前中委員長

次行きます。平成28年度清里町介護保険事業特別会計予算について。説明よろしく申し上げます。

○福祉介護G主任

平成28年度介護保険事業特別会計の当初予算について説明いたします。84ページをお開き願います。現在歳入歳出ともに合計4億3千7万1千円、予算案としております。

続きまして85ページをご覧ください。1款総務費につきましては、平成28年8月からの制度改正に伴うシステム改修委託料につきましては、395万4千円をその他財源で同額計上しております。2款保険給付費につきましては、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービス、審査支払手数料、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入所者介護サービスに係る費用として4億1千257万5千円を国庫支出金で1億87万5千円、道支出金で6千209万1千円、その他で1億6千781万7千円、一般財源で8千179万2千円で計上しております。地域支援事業の主要政策につきましては、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託する費用498万3千円を国庫支出金189万3千円、道支出金で91万9千円、その他で108万6千円、一般財源で108万5千円で計上しております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

今提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。無いようなので最後でありますけどもケアハウス建設工事基本設計についての提案説明よろしく願いいたします。課長。

○保健福祉課長

ただいまケアハウス建設工事基本設計を委託により、実施しているところでございますけれども、設計事務所より配置についての検討資料の提出がありましたので、中間ということで御紹介をしてみたいと思います。

まず敷地について御説明したいと思いますが、最後の89ページをお開きください。3筆が対象の土地になります。ここ一番上の小さいのとL字型のようなクランクの部分と合わせて3筆合わせて今回の敷地ということです。この写真でいきますと左上のこの部分、このグリーンのところ、こども農園となっています。それから、下の四角のところまだ果樹の整備がされていないときの航空写真ですが、この辺に果樹が整備されているということです。それ以外の樹木も当然あるわけです。ここに梨だとか栗だとか。

この中に以前よりお話をさしていただいておりますケアハウスをどう配置していくかという話がありました。86ページご覧ください。大きく分けて5案提示がありました。具合的には敷地の中で寄せたりしながらの話でありますけど、形として大きく5案の提示がありました。まずA案でございますが、全居室が南向きで建物は東西に延びた配置です。これは床面積が小さく、建設コストが抑えられているもので、子ども農園は移さないという前提で今考えております。果樹についてはどうしても移動しなくちゃいけないということで、そのまま移動するというので、左

上南西の部分ですけれども、こども農園に続いて、果樹園という形で、一体に配置したものとなっています。

続きましてB案。居室を南東向き、斜里岳の方に向けた形での配置で、これも床面積が小さくて、建設コストとしては抑えられているものです。子ども農園と果樹を一体的配置しているというようなことです。ただこの敷地内におさめるために建物がクランクになっているということです。それから居室を若干小さくした形のプランです。

続きまして、C案です。これもA案に近い配置図で若干トータル床面積が大きくなっていますが、建物の中央にエレベーターが配置されています。それから正面の駐車場やその南側にありますこの辺に耐雪スペースがないという若干の懸念があります。

続きまして、D案。これはL型の配置で、居室の南向きのもの、東向きなもの、西向きものの3方向になっています。南北に延びると、廊下を挟んで西側向きと東側向き配置されていて、廊下を共有するという点で合理的ではありますが、西向きの部屋は景観もよくなく、西日の問題などもあります。こども農園と果樹が分断をされているんです。管理スペースも広いようで、面積も3千400平米を超え、建築コストが高くなっている。

続いてE案。口の字型の配置で、居室は全室南向きには配置されていますが景観には若干不安がありますし、これは面積3千500平米近いという大きなものになっています。以上5案の提示がありましたけれどもB・D・Eは居室の向きや床面積が大きくなるという課題がありますので、A案とかC案のような全室南向きを基本として考えていってはどうかなということで、A案とC案について大きなものを持って来ております。87ページからになります。

まだ基本設計のまだまだ配置のたたき台でございます。子供農園には手をつけず、果樹園と一体化して、南側には施設利用者さん、外来の方の駐車場。裏手には、職員駐車場、あるいは出入りの業者さんでこちらから、バックヤードとなっておりますのでいろんな業務用の車、一番大きいものとしては、タンクローリーということになるのではないかと思います。食材の搬入、ごみの排出等ことが考えられます。2階、3階については、このプランの特徴は、2階に集会室を設けている。みんなが集うようなデイルームは若干大き目、2階、3階以外の居室は全く同じパターンとなります。

続きまして88ページ。これC案。これは、1階の居室の配置が玄関や共有管理施設を挟む形で配置されています。概ねA案と同じ配置です。中央にエレベーターを配置して、2階、3階については洗濯室、リネン庫等は上にあります。2階、3階については主に居室ということでの配置になっています。これについては、バックヤードへのアクセスがA案と違って西側ということになっています。基本的な考え方同じでございますが、いずれにしろやはり居室は南向きがいいんではないかなということで考えています。若干まだ調整だとか具体的に居室のプランができまじと、なかなか解りにくいところですが、居室については一般的なケアハウスよりも、その間口を広く明るくしたい間口を広く、奥行きを狭く視察でご覧になったところは、間口は狭くて奥行きが深い長広い。これが敷地制約でいた仕方のないことですけれども、このケアハウスについても敷地制約がある中で、なるべく間口は広くということで、たたき台としていただいているところなんです。コンセプトとしてはやはりそういうような形で、当然間口が広く明るくということで、たたき台として提示がありましたので南向きの部屋で考えたいということで検討しているところであります。以上です。

○前中委員長

今、ケアハウス建設工事について、大きなたたき台というかプランというか説明がございました。何か質疑。河口委員。

○河口委員

向きについてはまあまあ南向きなんだろうと思っていますし、50床と言う中では、2階、3階と言う中では洗濯なんかは各階にあったほうがいいんだという気はするんですけども。

1つはここじゃないんですけども、今保健センターの方に太陽光がありますよね。いっそのこと太陽光は移設して屋根の上に置くとかしないと、2階、3階の人のロケーションは非常に悪いのではないだろうかと思います。思い切ってこういう形になるんだったら保健センターの太陽光は屋上に持って行くということぐらいはちょっとそんな意見もあるというだけ。

○前中委員長

担当課長。

○保健福祉課長

そういったところへの配慮で、このA案は東側居室ということだと思いますけど、2階まであがれば問題ないと思いますけれど、確かに太陽光パネルは1階であれば、視界に入ってくるのかなと。なるべく北側にセットバックして、配置の方も事務所の方はいろいろな配慮をしながらと考えてくれています。太陽光パネルにつきましては、今御意見いただきましたので検討させていただきますと思います。

○前中委員長

はい。全体を通して、保健福祉課所管の部分で質問はございませんか。なければ保健福祉課大変ご苦労様でした。

○前中委員長

2. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、未定でございます。

○前中委員長

3. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。
無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、大変本日は長い時間御苦労さまでした。第3回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 6時10分)